

改訂第2版

—大学・高等教育機関における—

安全保障貿易に係る 自主管理体制構築・運用 ガイドライン



特定非営利活動法人 産学連携学会



安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン（目次）

はじめに	1
1．管理体制構築に当たっての諸課題	2
（1）大学における安全保障貿易管理に関する主な質問事項	2
（2）仮想事例にみる実務上の留意点	7
2．管理体制構築の手順	11
（1）基本的な留意点	11
（2）輸出管理体制を組織として導入する前の状態（手順0）	11
（3）導入初期の状況（手順1）	12
（4）初期体制の構築（手順2）	13
（5）運用段階（手順3）	18
3．構築可能な管理体制モデル	19
（1）輸出管理における学内業務	19
（2）大規模総合大学モデル	20
（3）中小規模大学モデル	25
4．円滑な運用のための工夫・ノウハウ	30
（1）教員等への継続的な啓発活動	30
（2）輸出管理に携わる担当職員の育成等	31
（3）教員の疑問や不安への迅速かつ適切な相談対応の実施	33
（4）輸出等許可申請手続きの際に留意すべきポイント	34
（5）留学生・訪問外国研究者への対応について（補遺）	35
5．大学における取組事例	39
（1）九州工業大学	39
（2）名古屋大学	40
（3）東京理科大学	40
（4）中央大学	41
（5）九州大学	43
（6）UCIP（国際・大学知財本部コンソーシアム）	44
（7）京都大学	45
（8）室蘭工業大学	47
6．大学支援機関の取組と相談窓口	48
（1）大学支援機関の取組	48
（2）大学管理者のための相談窓口	48
参考1 外国為替及び外国貿易法の一部改正について	
参考2 安全保障貿易管理の手引（新谷由紀子氏作成）及びチェックシート	
参考3 国際大学知財本部コンソーシアム	
あとがき	
索引	

はじめに

近年の産学官連携や大学における研究・教育の国際化の進展には、規模の上でも、密度の上でも、目覚ましいものがあります。そうした状況の下、大学等における研究成果・技術等が大量破壊兵器（核兵器、化学兵器及び生物兵器等）の開発を含む軍事転用可能な技術として利用される危険性も増大しています。これは、大学等が保有する高度な研究成果や先端的な技術だけではなく、その一般的な技術・ノウハウが、研究者の意図にかかわらず海外へ流出し、軍事転用されてしまう懸念が増していることをも意味しています。そのため、大学等においては、海外の諸機関との連携の際は言うに及ばず、研究成果を海外の非公開の場で発表する際にも、また海外からの研究員や留学生を受け入れての研究・開発の際にも、このことに留意していかなければなりません。

さらに、2009年4月に一部改正が行われた外国為替及び外国貿易法（このガイドラインでは、同法の外国貿易に関する規制に関係した事柄を扱います。以下では単に「外為法」と略記します。）においては、輸出等が許可を要するものに該当するか否かを確認する責任者の明確化等が、各輸出者等に対して求められるようになりました。

以上のことから、今後、大学等では、安全保障貿易管理に係るより効果的な自主管理体制の整備が可及的速やかに行われることが望まれます。

産学連携学会としては、海外の企業等との国際産学連携を含む我が国の大学の国際交流を更に進展させることを目指し、円滑な対応と今後の発展基盤となる安全保障貿易管理に関する二種類のガイドラインを策定し、これを大学関係者に提供することといたしました。その一つである本ガイドラインは、大学において安全保障貿易に係る自主管理体制の構築や運用に関与する大学関係者の方が、これを円滑に進める上での一助となることを意図して作成されています。企業等とは異なる大学の中の特殊な事情を充分配慮して作成したつもりですが、これを読んでいただいた関係諸氏の御意見や御批評も、是非賜りたいと考えております。

なお、外為法に基づく安全保障貿易管理では、技術的応用を直接の視野に置かない基礎科学研究活動（自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。）や、教科書等を用いた一般的な「教育」活動は、その対象から除かれています。この点は本ガイドラインでも同様です。

特定非営利活動法人産学連携学会

1. 管理体制構築に当たっての諸課題

(1) 大学における安全保障貿易管理に関する主な質問事項

ここではまず、安全保障貿易管理の体制作り等に関し、大学関係者の方からよく聞く質問事項とその解決の方向性等を示します。

【質問1】大学で検討を開始するに当たっての留意点は何でしょうか。

大学における安全保障貿易に係る自主管理体制の構築を検討するに当たっての大前提は、その運営の最高責任者である学長や理事長等を始めとする役員の主体的な関与です。学内に担当部署を作り、そこに予算と人員を割り当てて然るべき体制構築の検討をさせるという姿勢に加え、少なくとも役員の一人がその部署を統括する実質的な責任者となり、教育・研究・社会貢献の現場にいる教員や事務職員の意見を十分集約し、その実態を熟知した上で、真に実効性のある体制実現に向けて、主導的な役割を果たすことが強く望まれます。なぜならば、留学生や海外からの研究者（以下「外国研究者」と略します。）の受入れに始まって国際共同研究に至るまでの、大学における国際交流活動の多くの場面において、外為法による規制が関係する可能性があり、大学におけるコンプライアンス（誤解されがちですが、用語の意味は「法令等遵守」であり、利益相反マネジメント等に見られる一般的な社会規範への対応をも内包する概念です。）の問題でもあるからです。法人におけるコンプライアンスの問題は、予算や人員の不足を理由に対応しなくとも許されるというものではありません。安全保障貿易管理に係る自主管理体制構築の検討は、まさにそのような性質の問題であることに留意する必要があります。

活発な国際交流をその特色の一つとし、それを積極的に推進しようとしているような大学においては当然、この問題に関する見識の高さと当事者能力、そして現場の教員の自主的な対応を促すことができる指導力を兼ね備えた役員が、その安全保障貿易に係る自主管理体制の構築に責任を負う必要があります。したがって、そうした大学においては、学長や理事長等が、この役割を自身で担うことも考えられます。特に、国立大学法人においては、その法人化以前は国の機関の一部であったこともあり、このような法令対応の問題についての教員の関心は一般に低いことが考えられ、国際交流が盛んに行われている実態にかんがみれば、そこに憂慮すべきものがあると言わざるを得ません。大学の役員の方には、コンプライアンスの問題について気を引き締めた対応が求められています。

一方で、外為法への対応にだけ大学の役員の注意が向けられてしまい、国際交流活動の実態にそぐわない組織内の統制だけが進んだ結果、学術研究の進歩・発展に不可欠のそれらの活動が委縮するような事態に立ち至ることだけは、決してあってはならないこ

とです。外為法第1条の法目的においては、「外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、…必要最小限の管理…を行うことにより、…我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し…」とされています。したがって、大学における内部統制も、法令遵守を確保した適切なものとするべきです。仮に、我が国の科学技術の進歩・発展を阻害するような過度の内部統制が行われるような場合には、結果として技術力を基盤とする我が国の経済的競争力を損ない、ひいてはそれに依拠した我が国の国際的地位を揺るがすことにもなりかねません。外為法本来の立法趣旨に照らしても、そうした単純な内部統制強化を大学が行うことは、絶対に避けるべきものであることを強調しておきます。

大学間の競争が激化する今日、その業務量の増大による教員の疲弊も指摘されていますから、単に現場の教員に更なる物理的・精神的負担を強いるだけの体制を構築することがないよう、安全保障貿易に係る輸出管理体制構築の検討を行う部署の長となる者は、自らの大学における一般的な教育・研究・社会貢献活動等の実態を十分に把握するとともに、大学本来の社会的使命を深く自覚して事に当たらなければなりません。このような観点からも、大学における効果的な自主管理体制の構築及び運用を考えることは、重要な課題であると言えます。

一方、各大学においては、内外の状況変化等に対応して適時行われている法令改正等も視野に入れ、常に最新の規制内容に即して柔軟に対応していけるようにすべきです。 実際、2009年4月には、国際的な安全保障を巡る環境変化等を踏まえ、外為法の一部が改正されました。概要を以下に示します（参考1）。

技術取引規制の見直し

安全保障関連技術の対外取引について、安全保障上懸念ある技術の対外取引をすべて許可の対象とし、これを確実に実施するため、技術情報を海外で提供するためにUSBメモリ等を国境を越えて持ち出す場合についても許可対象とする。

留学生等が帰国時に、安全保障貿易管理に係る特定技術の関連資料やこれを記録したUSBメモリ等を持ち帰る場合には、外為法の許可が必要となる場合があります。

罰則の強化等

無許可輸出等についての罰則を強化するとともに、不正な手段による許可の取得を罰する規定を導入する。

また、海外の機関等に提供しようとする技術が法令の規制対象に該当するか否かを確認する際の責任者を明確化すること等、輸出者等が遵守すべき基準を定め、当該基準に従って輸出等を行うことを求める仕組みを導入する。

また、検討開始に当たっては、その準備段階における留意点の一つとして、安全保障

貿易管理に関して、大学内で一部の役員や産学連携部署の教員等の間で本問題の重要性等についてある程度意識の共有を図っておくことも重要です。

【質問2】大学においてはどのような体制が必要なのでしょうか。

詳しくはこのガイドラインの第2章や第3章で述べますが、大学における安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用の検討において一番大切なのは、管理体制における組織的な責任の所在を明確化することです。それは単に形式的な責任者を特定することを意味しません。高い見識と十分な当事者能力を持つ人材に、その職務範囲を明確に定めて責任を負わせ、その任務を遂行するのに必要かつ十分な権限を付与して、実態に即した対応に当たらせる体制を構築することが望まれます。

次に、大学における安全保障貿易に係る自主管理体制を担う部署（以下「管理担当部署」と言います。）を決め、大学内の他の関連部署と連携できる体制を組むことが必要です。まずは管理担当部署として適当なところはどこであるべきかについて考えてみましょう。なによりも、それはこの体制構築の検討に当たった部署と同一であることが望まれます。例外もあり得ますが、一般には、それが異なることは担当部署における当事者意識を低下させるおそれがあるからです。さらに、大学において安全保障貿易に係る自主管理体制に関係する業務を行っている部署は、危機管理、国際交流、コンプライアンス、産学官（又は社会）連携、会計・用度（管財）、教務・学生支援、研究支援等の担当と非常に多岐にわたることを考慮しなければなりません。そのため一つの考え方としては、各大学の実情に即して、そうした関連部署の中から管理担当部署を選ぶことも、その選択肢足り得ます。

一方、国際交流が留学生の受入れ等の極めて限られた場面でのみ行われている小規模の大学では、そうした体制でも機能すると考えられますが、国際的な共同研究や産学官連携活動のある程度の規模で活発に行っているような大学では、従来の業務を所掌していた一部に、安全保障貿易管理に係る広範な業務のすべてを担わせることには無理があります。したがって、国際交流が比較的活発な大学では、安全保障貿易管理の専門部署を設けること等を含め、実態に即した体制構築上の工夫を考えることが必要となってきます。

しかしながら、多くの大学がその通常の業務においてすら人員の不足に苦しんでいる現状にかんがみると、安全保障貿易管理の専門部署を設けることになると、専門職員の雇用又は登用が必要となり、必然的に人件費の増大を伴うこととなります。そのため経済的な理由から、この選択肢が現実的には採れないところも中規模大学を中心に多いと考えられます。一方、大学の今後の基本方針として国際交流を積極的に行っていこうとしているような中規模大学においては、その活動を縮小することもまた難しいと考えら

れます。そこで現実的な解決策の一つとしては、大学の総務又は財務部門の機能の中に、安全保障貿易管理に関係する学内各部署間の調整機能だけを持たせ、必要に応じて外部の専門家等の助言を仰ぎつつ、個々の業務は各関連部署の現場同士が協調しながら、分担して安全保障貿易管理を行う体制を組むこと等も考えられます。特に、遠隔キャンパスを複数持つ大学等では、こうした体制を組まざるを得ないかもしれません。いずれにせよ、形式的に一元的な管理体制が構築されているように見えることが重要なのではなく、実質的に関連部署の連携により統合的に機能する体制を大学の実情に合わせて作り上げることが肝要です。

安全保障貿易管理の専門部署を設けることができるような、人員に比較的余裕のある大規模総合大学においても、各部署間の連携体制の構築は不可欠なことですし、それなくしては、多様にして多岐にわたる大学の国際交流活動を支えることは不可能です。

また、大学の管理担当部署を決め、安全保障貿易に関していかに緻密な自主管理体制を構築したとしても、それだけでは実質的な機能を果すことはできません。大学の個々の教員の自覚を高め、かつ、主体的な協力が得られるような体制を組む必要があります。そのような観点から、国際交流活動を積極的に行っている教員の方を中心として、研究者の方々から安全保障貿易に係る自主管理体制への理解が得られることが極めて重要であることは言を待ちません。

さらに、管理担当部署には常設の相談窓口を設けて、国際交流に携わる教員の日常的な疑問や不安にきめ細かく対応し、管理担当部署とそのような教員とのコミュニケーションを図り、相互信頼の形成と維持に努めることが肝要です。また、大学の国際交流が活発になってくれば、そうした相談窓口を各学部単位で設けることも必要になってくると思料されます。

ここまで述べてきた事柄から考えれば、大学における安全保障貿易に係る自主管理体制の構築は、利益相反マネジメント等に対して構築されているようなコンプライアンス（法令等遵守）体制の整備の一環として考えるべき問題であると言えます。こうした体制整備の責任は、大学運営の責任者である役員の方々が負っているものですので、法人である大学として、組織的な責任ある対応が対外的にも問われているということは、強調してもし過ぎることは決してありません。

【質問3】大学において必ずやらなければならないことは、どのようなことなのでしょう
うか。

なによりもまず、研究用の資機材（外為法上の「貨物」）の輸出と技術（外為法上の「役務」）の国際的な提供という、大学の研究業務に関連した貿易関係の行為について

は、規制の対象となる範囲を正確に把握した上で、法令に沿って適切な管理が行われる体制を整えなければなりません。

資機材（貨物）の輸出について

大学における最も基本的な安全保障貿易管理は、外国への資機材の移動（売買に係るものに限りません。）に関するものです。まず必要な作業は、**相手先に提供する資材や機材の技術的な仕様を確認**することです。つまり、研究上の必要性（現地調査等）から他国に移動させようとしている資機材が、外為法の規制対象に該当するものか否かの判断を、技術的な仕様に照らしてその都度最初に行わなければなりません。規制対象となる場合には、経済産業大臣の許可を得てから輸出することが必要となります。資機材が規制対象に該当しない場合であっても、提供する相手先や相手先における用途に、大量破壊兵器やミサイル等（以下「大量破壊兵器等」と言います。）又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、許可を得て行う必要があります。このため、資機材を提供する**相手先や提供した資機材の相手先での用途について兵器等の開発等に用いられるおそれがないかどうかの確認**を行うこととなります。以上のような手順で、その資機材の輸出が規制の対象となるか否かが判定され、対象となる場合には許可申請を行うこととなります。所要の申請手続きを行い、許可を得てから輸出するという認識を輸出等を行う教員の方が持つことが重要です。なお、具体的な規制内容や申請手続き等については、「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」を御参照ください。

技術（役務）の提供について

技術の提供（国際共同・受託研究、留学生や研究者の派遣・受入れ等における非居住者への技術の提供や、外国への技術提供等が含まれます。）に関しても、**資機材の輸出と同様に、**

- (a) **提供する技術（役務）の仕様を確認する。**
- (b) **提供する相手先を確認する（国と事業内容等）。**
- (c) **提供する技術（役務）の用途を確認する。**

という手順で、研究を行う教員及び管理担当部署での確認と判定を行い、規制対象となる場合には許可申請を行うこととなります。なお、具体的な規制内容や申請手続き等については、「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」を御参照ください。

以上が、大学においても必ず行わなければならない安全保障貿易管理の内容ですが、一見すると、これらに関してだけでも、安定に運営できる効果的な体制を構築することは容易ではないように思われます。しかし、本ガイドラインの第2章以降で示すように、できるところから着実に体制を整えていけば、効果的に機能する体制を無理なく作り上げることができます。そのためには、**学長や理事長、副学長（理事）等、役員の方の主体的な関与が不可欠です。**

【質問4】大学における自主管理体制は、どのように運用すればよいのでしょうか。

大学における安全保障貿易に係る自主管理体制の運用の具体的あるいは実務的な点に関しては、このガイドラインの第4章の内容や「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」を参照してください。ここでは、こうした体制の運用に伴う一般的な課題を述べておきます。

管理担当部署は、そのほとんどの業務を大学内の他の部署との日常的かつ緊密な連携の下に行わなければなりません。外為法に基づく主務官庁の規制に抵触する可能性のある他の部署の業務に常に注意を払い、連絡を取り合う姿勢を学内外に広く明らかにしておくことがそれを可能にします。また、国際交流に頻繁に携わっている教員のみならず、一般の教員や事務職員の外為法への注意を喚起する活動を頻繁に行い、そうした法的規制への一般の教員や事務職員の高い関心が、組織内の文化として定着するようにすべきです。

以上のことから、大学における安全保障貿易に係る自主管理体制とは、従来から大学において不十分と指摘されがちである、一般的なコンプライアンスの体制の一環として運営されるべきものに他なりません。教員のコンプライアンス一般への関心を高めることで、大学の安全保障貿易管理についても高い関心を持っていただけるようになると思われます。

(2) 仮想事例にみる実務上の留意点

ここでは、大学の研究活動における安全保障貿易管理の重要性を理解していただくために、国際交流活動に伴うトラブルと実務上留意すべきポイントを簡単な仮想事例を用いて説明します。なお、これらの仮想事例を読み物的にまとめた「仮想事例集」を姉妹編の「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」巻末に載せております。

【仮想事例1】

資機材が規制の対象かどうかの確認を怠ったため、実験は遅れ、追加費用を負担することとなった事例

(概要)

国立Y大学のA教授は、X国S大学のL教授との間で特殊な現場検査技術の開発に関する共同研究を行っていました。A教授は、X国内での現場実験のために自身が開発した特殊な検査装置をS大学に送ることになりました。しかしY大学には、安全保障貿易管理の部署も、それに関する十分な知識を持つ人材もなかったため、運送会社と相談し

て、関税の免除措置（ATAカルネ^{注1）}）の手続きを行い、輸出することにしました。ところが、輸送会社が税関申告を行ったところ、一部の検査機器が外為法の輸出許可が必要な貨物ではないか、という指摘を受けてしまいました。A教授は輸送会社から連絡を受け、経済産業省のHP等を使って確認したところ、外為法上の輸出許可を取らなければならない機器であることが判明したため、指摘を受けなかった機器とは別便で輸出することになりました。すぐに外為法の輸出許可を取得して輸出したのですが、現場実験が遅れ、かつ、別便で輸出したため追加的に輸送費を負担することになりました。

注1）ATAカルネ：

ATA条約（物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約）に基づく通関手帳のことで、これがあると職業用具（テレビ取材用機材等が典型）、商品見本、展示会への出品物等の資機材を外国へ一時的に持ち込む場合の外国の税関で免税扱いの一時輸入通関が手軽にできます。一つのカルネで、通関手続きの異なる複数国の税関で使用できるので大変便利です。初めて発給を受ける際には、受給資格申請も必要なので、大学で受給資格を取得しておくべきでしょう。詳しくは、国際運送業者か、一般社団法人日本商事仲裁協会にお問合せ下さい。（日本商事仲裁協会のHPのURLは<http://www.jcaa.or.jp/index.html>）

（留意すべきポイント）

海外に持ち出す（輸出する）資機材（「貨物」）の輸出許可は、輸出する前（税関申告前）に取得する必要がありますから、許可の要否の確認は必ず事前に行っておくことが肝要です。

【仮想事例2】

海外からの留学生等に特定の技術を提供する際に外為法の許可制度があることに気付き、法令違反とならずに済んだ事例

（概要）

国立T大学S研究所のU教授は、マスコミ等には滅多に登場しませんが、固体燃料ロケットエンジンの研究において顕著な業績を上げている世界的に著名な研究者の一人です。U教授はある日、同じ大学の工学部機械工学科でピストンエンジンのシリンダー内部への燃料噴射方式等の研究を行っている大学院生時代の先輩であるJ教授から、I国から3か月前に来日してJ教授の研究室に大学院博士課程の大学院生として在籍している留学生のMさんを、U教授の研究室で行われる輪講や研究会に参加させてもらえないか、との依頼を受けました。燃焼過程を考慮に入れた熱流体解析の対象として、ピストンエンジン以外の内燃機関であるジェット・エンジンやロケットエンジンにも興味があるから、というのがその理由でした。一度は快く同意したU教授でしたが、翌日J教授から送られてきたMさんの履歴書に、I国Z大学研究員の文字を見つけ、J教授に詳細を尋ねてみました。すると、MさんがT大学の大学院生であると同時に、今もZ大学の航空宇宙工学部門の研究員であり、給与もZ大学から支給されていることが分かり

ました。I国のZ大学は、経済産業省が定めた外国ユーザーリスト^{注2)}にミサイル開発の懸念のある研究機関として載っており、大量破壊兵器等の開発に係る懸念のある最新のロケット技術等をその機関の関係者に提供する場合には、経済産業省の許可を得てから行うことが必要で、無許可で提供した場合には法令違反になる可能性があります。U教授は自身の研究内容とMさんの立場を考えると、経済産業省の許可はまず下りないと考えて、J教授からの依頼を断ることにしました。

注2) 外国ユーザーリスト：

経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される海外の機関をリスト・アップして公表している一覧表。このような相手先に資機材や技術の提供を伴う研究等を行う場合には、それが大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業省の許可が必要となりますので、特に慎重な対応が求められます。

(留意すべきポイント)

大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがある技術情報を、海外の組織や個人(留学生等を含む。)に提供する場合には、外国ユーザーリスト掲載機関等相手先によっては事前に外為法の許可が必要になる場合があるので、十分な確認と適切な対応が必要です。

【仮想事例3】

研究用に自作した資機材が輸出規制対象品とは「思えなかった」ため、輸出できずに不本意ながら代替手段による実験となった事例

(概要)

私立T大学工学部のU教授は、紛争終結地域における対人地雷除去の研究をしています。U教授は、プラスチック製の対人地雷を見つける方法として音波を使用する方法を提案しており、自分のアイデアを対人地雷除去の問題で苦しんでいる東南アジアのC国の現場で実証しようとしていました。U教授の開発した音波による地雷探査装置は、複数の機材から構成されていましたが、その強力振動源(音源)として、広帯域かつ大振幅の機械振動を容易に発生できる超磁歪素子を採用したU教授自作のものが使われていました。その他の機材は大きく重いものばかりなので、信頼できる運送業者に頼んでC国に送ったのですが、この超磁歪素子を使った強力振動源は、自作品であるため壊れやすく、かつ、小さなものなので、U教授は手荷物としてC国に直接持ち込むつもりでした。U教授は、研究用に手作りした試作品等が輸出規制の対象になるとは、全く思ってもいなかったからです。しかし、C国に出発直前、その運送業者との話で、そこで用いた超磁歪素子が、輸出貿易管理令(輸出令)別表第1の5の項(6)金属磁性材料であって貨物等省令^{注3)}第4条第8号の口の仕様に該当する規制対象品であることが判明しました。間近に迫った出発までにその振動源の輸出許可を取ることは無理であり、C国訪問の予定を変更することも困難だったため、U教授は不本意ながら、代替手段で

その振動源を実現してC国での実験を行うことを決意せざるを得ませんでした。

注3) 貨物等省令：

「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」のこと。

(留意すべきポイント)

外為法に基づく資機材の輸出許可は、その大小やそれが自作の機器であるか否かには関係なく、その材料等の技術的仕様が法令の規定(輸出令別表第1及び貨物等省令)に該当すれば、輸出前に許可を取る必要があります。

【仮想事例4】

輸出する資機材を「持ち帰るので許可が不要」と勘違いしたため、違法輸出ともなりかねなかった事例

(概要)

公立O大学理学部のM先生は、地層ごとの微小な残留磁気の強度と方向を調べることで、大陸内部の古地磁気の地層年代ごとの変化を研究してみようと思立ち、ノイズレベルが非常に低い高性能の三軸フラックスゲート磁力計(磁場勾配計)を大規模な地殻変動が少ないE国に持ち込み、各地層の微妙な磁気異常を計測しようとしてしました。ただ、O大学はそのような三軸フラックスゲート磁力計を保有していないため、M先生は国立大学のK先生に頼み込み、K先生の研究室にある磁力計を、二人の共同研究の目的で使わせてもらうことにしました。ところが、E国への出発が近づいてきたある日、K先生の大学の安全保障貿易に係る輸出管理担当部署の事務職員が、そのフラックスゲート磁力計は、輸出令別表第1の10の項(9)磁力計であって貨物等省令第9条第11号の二の仕様に該当する規制対象品であることに気が付き、経済産業省の輸出許可を得る必要があることをK先生に伝えました。M先生もK先生も、この磁力計を携行品としてE国に持参し、調査が終了した時点で日本に持ち帰るつもりでしたので、「輸出許可」と聞いて驚きました。持ち帰る場合には、そうした手続きは不要だと考えていたからです。K先生は大学の担当部署を通じて急いで輸出許可申請をし、調査研究終了後速やかに装置を日本に送り返すことを条件に、この三軸フラックスゲート磁力計の日本からE国への持ち出しが認められました。もし件の安全保障貿易に係る輸出管理担当部署の事務職員が気が付かなかったら、M先生たちは、外為法違反を犯していたところでした。

(留意すべきポイント)

持ち帰ることを前提とした資機材の輸出であって許可が不要となるケースは、自己使用のためのパソコンや携帯電話等の他は、極めて特殊な場合に限られており、一般的には、持ち帰ることを前提とした資機材であっても、その技術的仕様が法令の規定(輸出令別表第1及び貨物等省令)に該当すれば、輸出前に許可を取る必要があります。

2. 管理体制構築の手順

(1) 基本的な留意点

大学においては、“大学の中の文化や考え方”を踏まえつつ、“安全保障貿易管理の在り方”についてリテラシーを有する人材の育成から始める必要があります。仮に企業で輸出管理業務の経験のある人をその立場に置いたとしても、その業務を担ってもらうためには大学の中の文化や考え方を先ず理解してもらう必要があります。これは、企業における知的財産管理業務を担っていたからと言って、すぐに大学の中で、この業務を全うすることが難しいのと同じ理由です。また、一部の大規模総合大学は、企業での経験者をそのために雇用することができても、中小規模の大学では安全保障貿易に係る輸出管理（本ガイドラインでは、技術の国際的な提供の管理を含めて「輸出管理」と記しています。）を担う人材を新規に雇用できるだけの余力はまずないのが一般的です。したがって、基本的には自前で人材育成をしながら、この管理体制を構築することになります。以上のことから、大学での安全保障貿易に係る輸出管理体制の構築はある程度の手順を踏んで段階的に進めていくことが必然となります。注意しないといけないことは、以下に示す手順を最後まで成し遂げたからと言って、安全保障貿易に係る輸出管理体制の整備が完成するものではありません。個々の大学で輸出管理業務を効果的に行うことが可能な、最初のスタート地点に立ったと言っても過言ではないでしょう。そこからさらに、P D C A サイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）及び改善（Action）のプロセスを繰り返し実施することで、業務品質の維持・向上と継続的改善を行うマネジメント手法。）を回し、より効果的な体制を構築していくことが重要です。

(2) 輸出管理体制を組織として導入する前の状態（手順0）

誰かが、この問題の重要性を認識してイニシャチブを取らないといけない

もし仮に個々の大学が、トップダウンの意志決定によって、従来の個々の教員に輸出管理を委ねている状態から、安全保障貿易に係る組織的な輸出管理体制に移行しようとするならば、そこに大学として輸出管理体制を導入することへの強い動機が必要となります。この場合の強い動機としては、その移行対応を進めることにより、大学の名誉や信頼感が損なわれるリスクの顕在化を防ぐこと等が挙げられます。しかしながら大学の役員は一般的には多忙であり、そうしたリスクが潜在化している場合は、その対応が後回しにされることも考えられます。

とは言っても、本来であれば、大学幹部の主導でその体制導入時の担当者が決められ、その指示の下で体制整備が進められることがやはり好ましいでしょう。この場合、その担当者を教員がやるべきか事務職員がやるべきかという問題がありますが、教員は研究活動を通じて海外との交流を行っていることが一般的であり、かつ、大学の研究の文化

や大学の教員の行動様式を熟知していることが想定され、その意味においても、教員側に適任者が多数潜在的に存在していると考えられます。

最も多いと想定されるのは、産学連携あるいは知的財産管理に關与する“教員”が主たる担当者となって、この体制構築に従事するケースです。さらに、トップダウン型で事がなされない場合は、この体制構築にある種の使命感を持ち、これに関するリテラシーを自主的に備えながら、大学内での体制構築をリードしようとする教員が出てくる必要性があります。

いずれにしても、先ずは“誰か”が事の重要性を認識して、この体制構築に実務的に關与しようとするのが必須です。さらに、この問題について一定の理解を大学幹部がすることにより、初めて事務系統への指示がなされることから、この“誰か”は大学幹部とのコミュニケーションが密接に取れる立場であることが必要不可欠でしょう。

(3) 導入初期の状況(手順1)

導入初期における大学の状況

- ・安全保障貿易管理についての学内での啓発活動についてはほぼ未着手
- ・安全保障貿易管理を担当する部署が不明確、管理規定も未整備

学内啓発活動

先ず、最初にやるべきことは、学内に向けた啓発活動です。安全保障貿易管理に関する情報を大学のホームページに掲載したり、講演会等の活動を学内で行ったりしながら、それに関する学内や関係省庁の問い合わせ窓口(経済産業省や経済産業局等)を周知するやり方が一般的でしょう。特に、学内における輸出管理に関する照会に対する問い合わせ窓口の設定をすることは、絶対に必要です。そこでは、“導入初期段階の前の状態(手順0)”で述べたキーパーソンが主導的な役割を担うことになるでしょう。

担当すべき部署等の決定

最初の段階での啓発活動においては、類似した性質を持つ問題(利益相反等)の取扱いに経験のある産学連携に関連した部署等がこれに馴染むと思われます。1.で述べたように、利益相反等のリスクマネジメントあるいは広義のコンプライアンスに対して教員は一般的にあまり関心がないことが多く、これに対して啓発活動を行い体制構築した経験は、安全保障貿易に係る輸出管理体制構築においても、大いに役立つと思われるからです。

また、実務的に見て産学連携に携わる組織が、実際の安全保障貿易管理において適切な担当部署かどうかは、その大学の規模、体制によって変わってきます。次の段階に移行する前に、これに係る事務的な所管を何処にすべきか明確化されるべきで

しょう。一般的には資機材の管理については大学の物品管理事務を担う部署、技術については学内の研究内容を把握している産学連携等の事務部署が担当しますが、大学の態様によっておそらく最適解は異なってくると思われます。

事務組織がこの問題に対処する上で、学長あるいは副学長クラスの大学役員のリーダーシップが必要です。そのためには、**理事あるいは副学長クラスで安全保障貿易管理に関する体制構築に理解を有している方の存在が必要**であり、さらには、当該理事がある程度の判断能力を持てるだけの知識を備えられるような啓発活動がなされることが好ましいと思われます。

その一方で、大学幹部が実務的に輸出管理に関係することは困難であり、そこは”手順0”で言及したキーパーソンの存在と、このキーパーソンと大学役員との間で密接なコミュニケーションが取れていることが、上述の活動を推進する上で重要と思われます。

(4) 初期体制の構築(手順2)

以下の条件が満たされていることが、”手順1”から”手順2”に進む上で必要です。

- ・大学幹部が、安全保障貿易管理に関するリスクをある程度知っており、これに対応し得る体制を構築することに対して意欲のあること
- ・学内教員の中で組織としての体制の整備に関して関心と理解を示しつつあること
- ・事務組織において資機材と技術について管理担当部署が明確化されていること

委員会の設定、規程の整備

大学では何か物事を決める際に、各学部からの代表者から成る委員会を設けることが一般的です。しかしながら、例えば、大学の倫理委員会に倫理に関して極めて厳格な委員が入っていると委員会での結論も厳しくなり、極めて寛容な委員が入っていると緩やかになるなど、その委員会の性質が選任された委員に大きく依存する面があることを認識し、大学における意志決定機関として活用する場合には慎重に対応することが必要です。また、安全保障貿易管理に関する大学内の委員会を設けて運用する際には、その特殊性を考慮すると学部等ごとのローテーションで委員の人選を行うようなことは避けた方が無難でしょう。さらには、この委員会に外部の有識者を入れる方が有効なこともあると思われます。

一般的には、こうした委員会で規程の整備に関する実質的な審議が行われますが、最終的な意志決定は理事会あるいは役員会等の各大学の最高決議組織でなされることも多く、そうした場合、委員会は実質的には意見調整の場として用いられる傾向があるようです。また大学によっては、各学部の意見の聴取等の手続きを経て行うこともあり、様々です。そうした規程案の策定は、通常は所管する事務組織が行うことが

一般的ですが、事務職員の知識やスキルがこの段階では不足しており、規程整備の任を担えない場合は、上述の”キーパーソン”が支援することになります。

規程においては、主な項目として以下の事項が定められていることが必要です。そこに盛り込むべき各事項の内容の一般的な考え方については、2010年3月に経済産業省が文部科学省と連携して策定した「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）改訂版」を参照してください。

(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/bouekikanri/daigaku/main.html> 参照。)

既にいくつもの大学が輸出管理規程を定めていますが、規程策定の背景の考え方は一様ではなく内容も多様です。そこは、各大学の方針やそこでの取組に即したものとすることが重要です。

(a) 目的

当該規程を策定した趣旨・目的について記載します。例えば、”この規程は、大学の安全保障貿易管理に関する基本方針を定め、輸出管理業務の適正な実施を図ることを目的とする。”のようにします。

(b) 定義

当該規程内で用いられる用語等の定義について述べます。居住者、非居住者、貨物等の法律用語は、関連する法律や政省令の条文等を引用して記載するのが無難です。

(c) 適用範囲

”誰が”、”何をすることを”、この規程の対象としているかを明示します。一般的には、当該大学と雇用契約のある教職員がその業務として行う資機材（貨物）の輸出と技術（役務）の提供が対象となります。大学の事業の一環として学生等が行うものについても、対象にする等の考慮が必要でしょう。

(d) 基本方針

当該大学における安全保障貿易管理の基本方針を明確に示します。例えば、”本学における輸出管理業務の基本方針は次の通りである。

- (1) 本学が行う対外的な取引において、国際的な平和及び安全の維持を妨げることのなきよう、外国為替及び外国貿易法並びにこの規程を遵守する。
- (2) 適切な輸出管理を実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備及び充実に努める。”

のようなものが考えられます。

(e) 輸出管理最高責任者

大学の組織の中で、輸出管理に関して全体を指導・総括し、組織としての責任を有する者。通常、大学では学長あるいは総長がその立場に当たります。

(f) 輸出管理統括責任者

大学の組織の中で、輸出管理に関して実務全体を統括し、組織における輸出管理業務に関し統括的に責任を有する者。中小規模の大学では、担当理事あるいは副学長がこれを担うべきですが、大規模総合大学では、専門の業務担当者を設置しても良いでしょう。

(g) 輸出管理担当部署

大学において輸出管理対象となるのは、資機材（貨物）及び技術の提供（役務）の二つです。後者には、研究成果とそれに関連した知識等の広義の知的財産等の開示や、留学生への技術的知見の教授等が含まれるため、通常、両者を管理する部署は異なっています。輸出管理統括責任者の指導の下それぞれの部署ごとに輸出管理実務担当者を置く、あるいは、輸出管理業務を一元的に統括する部署を別に置き、それぞれの管理対象毎にその関連部署と輸出管理統括部署を連携させる、等の幾つかの選択肢が考えられます。

(h) 輸出管理アドバイザー

大学によっては、輸出管理アドバイザーあるいはスーパーバイザー等を置く事を規程に明記しているところがあります。その業務内容としては、輸出管理統括責任者を補佐することが一般的です。

(i) 規制への該当性判定の方法

資機材の輸出又は技術の提供が法令の規制対象に該当するか否かの判定の方法と手続きの方法について定めます。

(j) 取引審査の方法

大学内部での資機材の輸出又は技術の提供に係る取引の是非に関する手続きの方法について定めます。

(k) 違反

法令違反が判明した場合の国への報告や、規程に違反した場合の教員や事務職員に対する大学における懲罰について定めます。

(l) 事務所管

輸出管理に関する規程に係る所管事務等を明確に定めます。

(m) その他

出荷の管理、監査、教育、資料管理、海外事務所等への指導等に関する事項を明確に定めます。

担当職員の教育

輸出管理に関して事務職員を実務担当者として配置する場合、かなり高い確率で、その経験の無い方がこれを担うことが想定されます。この場合、こういった資質が必要で、こういったことをリテラシーとして有するべきか問題になってきます。

- (a) 担当職員は、大学における法令等遵守（コンプライアンス）やリスク管理に対し、強い使命感を有していることが望まれます。
- (b) 担当事務職員は、最初から外為法等の関連法令の専門家である必要はありません。何故なら、輸出管理業務そのものが、他の法令対応業務と比較して、特に専門性の高い業務とは考えられないからです。しかしながら、輸出管理に関する知識を自ら主体的に身に付けようとする意欲が有る必要があります。
- (c) その一方で、多様な実務に長けており、コミュニケーション能力を備えた方がより望ましいと思われれます。例えば、教員とのやり取りにおいて、メールや文書だけで済ませるようなことはせず、自ら出向いて行って相手と向かい合い、対話をすることができる必要があります。
- (d) 資機材の管理等がしっかりしている研究室やそうでない研究室等、学内の状況を良く把握している、いわゆる「目の利く」事務職員は、輸出管理統括部署の貴重な人材となり得ます。

また、業務に臨む担当職員がどのように必要な知識を学ぶべきかという問題については、輸出管理に関する民間の資格制度（CISTEC^{注4}）の「安全保障輸出管理実務能力検定試験」等）を活用し、担当職員に資格取得のモチベーションを与え、それを通じて必要な知識を習得させるような仕組みを考えることも一法ですが、実際には、大学での輸出管理業務に従事しながら、それに関して不明なことがあれば、経済産業局等の行政の窓口にお問い合わせするなどして、スキルやノウハウを蓄積するOJTのやり方が一般的でしょう。したがって、大学の事務組織においてよく見られる2～3年周期のローテーションによる人事異動を機械的に行うのではなく、本人の理解が得られれば、より長期の配属も考慮することが望ましいと思われれます。

注4）CISTEC：

財団法人安全保障貿易情報センターのこと。詳しくは、この財団のホームページを御覧ください。URLは<http://www.cistec.or.jp/>です。

教員の具体的な相談への対応については、例えば、産学連携部署における民間企業出身の教員等、輸出管理に詳しい教員が輸出管理アドバイザーのような立場で輸出管理担当事務職員とも連携しつつ行うことが、相談に来た教員との円滑なコミュニケーションの下に的確な申請対応を図る観点からは、有効な方策と思われれます。

安全保障貿易に係る輸出管理体制構築の必要性に関する教員の理解の向上

通常、大学の中で輸出管理の手続きがスタートするのは、教員が、大学の所管の事務組織に届出をしてからになります。資機材（貨物）の出入りは大学でも比較的管理しやすいのですが、技術（役務）の提供の管理については、TLO（技術移転機関）等が扱っているものを除き、大学の事務組織にとっては各教員との連携の下に対応せざるを得ない、一般的にはあまり前例のない新たな取組となります。したがって、手続きをスタートさせる個々の教員の輸出管理に関するリテラシーを高める活動を進めていくことは、その後の手続きを円滑に行う上で重要な要素です。その一方で、原子力、航空宇宙等、外為法に基づく規制との関連が他と比較して深い研究分野では、安全保障貿易管理に関する認識が高い研究者が多く存在していることもあります。そのような状況においては、パンフレットや研究者自身で該否判定を行うチェックシート の作成・普及、講習会の開催等が有効でしょう。

このガイドラインの巻末には、先述のパンフレットやチェックシートの例として、「安全保障貿易管理の手引」とそれに準拠した2段階のチェックシートの雛形（いずれも新谷由紀子筑波大学准教授作成）を（参考2）として掲載しておきました。新谷准教授のご厚意により、適宜改変して使用することができますので、ご活用下さい。

海外からの研究者や留学生の研究室への受入れに関しても、これを安全保障貿易管理の対象とする体制を構築する。

留学生や研究者の受入れそのものは多くの大学で煩雑に行われていることから、大学の規模の大小にかかわらず、それを対象にした効果的な管理体制を構築する必要があります。原則としてその管理は、大学役員の承認と支援の下、留学生受入れ等の国際交流を所管する事務組織を通して、一元化された輸出管理担当部署が行うべきものと思われませんが、大学の規模、実情に応じて、国際交流を所管する部署と、技術の提供を管理する部署との緊密な連携と明確な役割分担の下に、効果的な組織体制を構築することになると思われま す。大規模総合大学の場合は、輸出管理が必要な学部ごとに、それぞれ実務対応者を置き、研究者や留学生の情報を一元的に管理して対応することが望ましい場合もあると思われま す。

この場合留意すべきことは、留学生や研究者受入れに関する所掌の担当役員が資機材や技術の場合とは異なることが予想され、新たな大学幹部の啓発活動を含む体制構築がなされる必要があることです。所掌の担当理事の理解度が低いと、担当の事務職員も動きにくくなる等の問題が発生します。

海外からの研究者や留学生受入れに関しても、学内での安全保障貿易に係る輸出管理体制の必要性を周知する活動が事前になされることが好ましいです。さらに、その体制構築がなされることによって、教員側に留学生や研究者の受入れを制限しようとする動きが発生することも予想されることから、それを進める前に、大学内での教員組織への承認を得ておくことも必要でしょう。また、海外からの研究者や留学生の受

入力を検討している教員のためにも、「まずは事前に担当部署に相談する」というシステムが構築されていることが重要だと考えられます。そうした相談を通じて、最終的には教員自らが、自分の研究活動が輸出管理の対象となる可能性があるか否かの判断ができるようになることが理想的です。

(5) 運用段階(手順3)

初期段階での体制によって、大学である程度、安全保障貿易管理の経験の素地が出来上がっていることが、前提条件となります。

学部又はキャンパスごとの輸出管理窓口の設置

理科系の教員数が400人未満程度の中小規模の大学であれば、基本的にこの輸出管理の窓口は、業務量から考えて一つあれば良いでしょう。前述した資機材と技術に関する体制を大きく変更する必要はありません。その一方で、大規模の大学では、その業務の窓口を学部単位で設置した方が良い場合が出てきます。教員にとっては身近な所に窓口があった方が気軽に相談しやすいし、相談を受ける側にとっても、相手の顔が分かる人からの相談の方が話しやすいなど、相談への対応が円滑に行えることとなります。こうした事務職員の配置を新規に行うことは、一般的には担当理事あるいは副学長の指示に基づいてなされることが多いのですが、学部ごとの自治を伝統的に重んじる大学では、学部での新規な事務的な業務が追加される場合、担当理事や副学長の指示以外に学部あるいは学部長の理解と承認が必要とされることが多いので、大学内部の運用の問題として注意が必要です。

P D C A サイクル

大学での輸出管理業務を定着させる上で、しっかりしたP D C Aサイクルを構築することが重要です。ほとんどの大学では、経理等を監査するシステムが既に構築されているので、このシステムを活用することが好ましいでしょう。ただし、監査室の業務は一般に不正経理や研究活動の適正化への対応が中心ですので、新たに輸出管理業務の適切な実施に関する監査機能を付与させる必要があります。一義的には、輸出管理統括部署への業務監査となりますが、輸出管理支援部署や各学部の担当部署への監査も実施し、業務連携が円滑になされているか等について改善事項等を指摘し、効果的運用につなげていくことが望ましいでしょう。国立大学法人でも監査室への業務付与については、大学独自に決められますので、この意味においても大学幹部のこの課題に関するしっかりとした理解が重要となります。

3 . 構築可能な管理体制モデル

第1章で述べた輸出管理体制構築に当たっての諸課題や、第2章で示したその体制構築における段階的発展モデルを考慮し、現存する大学組織を加味して構築可能な管理体制モデルを提示します。

(1) 輸出管理における学内業務

輸出管理は大学が教員と海外研究機関等との国際交流活動を支援するためのものです。輸出管理に必要な教員及び大学の基本的な業務や管理の流れを図3-1に示します。

教員は海外研究機関等との国際交流活動を実施する場合、大学の管理・責任部署に相談し、大学の管理・責任部署は教員と協力して最新の外為法による輸出管理に関する可能性を調査し、必要に応じて指導及び申請を教員に要請します。また大学の管理・責任部署は教員からの申請を審議し、必要に応じて教員と協力して国への輸出等許可申請を行います。

大学は国際交流活動を行うに当たり、安全保障貿易管理に係る法制度を遵守する義務があることから、輸出管理を行うための体制とその人材配置、管理のための運用手順を整備することが必要と考えられます。

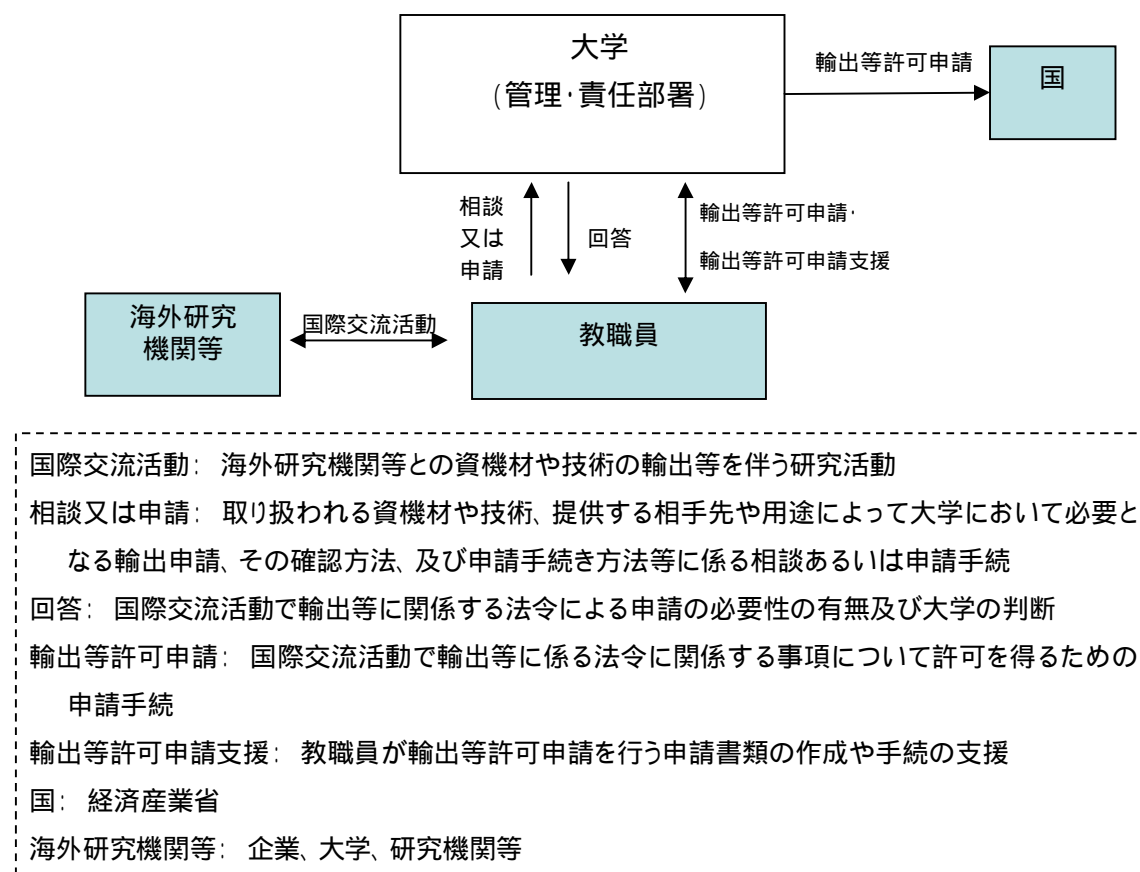


図3-1 輸出管理の基本的な学内業務

(2) 大規模総合大学モデル

体制

大規模総合大学における輸出管理体制の構築には、学内に認知された明確な責任部署、管理部署、実務を担当する部署が必要と考えられます(図3-2参照。)

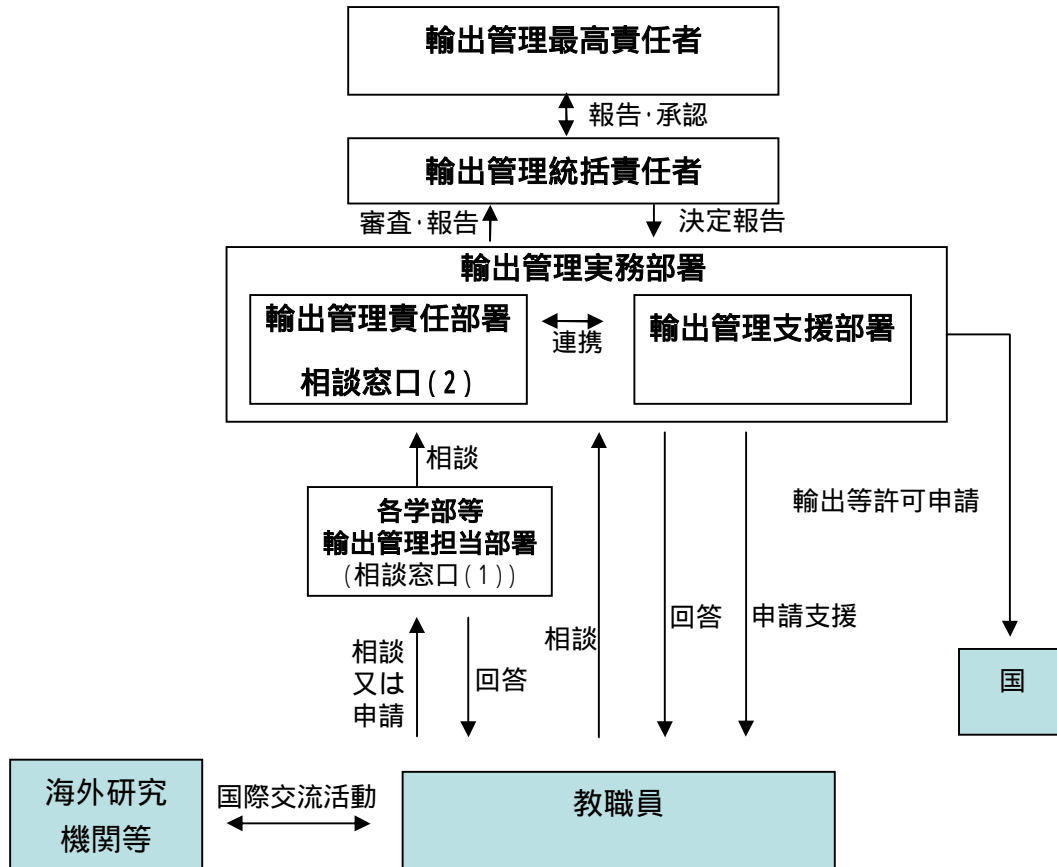


図3-2 輸出管理体制構築に必要なと考えられる部署等

- 輸出管理最高責任者は、組織の輸出管理に関する最高管理責任を担います。
- 輸出管理統括責任者は、輸出管理に関する二次審査等を行うとともに、学内全体の輸出管理業務を統括する責任者です。
- 輸出管理実務部署は、輸出管理責任部署と輸出管理支援部署があり、連携して輸出業務を担当する部署です。輸出管理責任部署(相談窓口(2)を含む)は、輸出管理の業務を統括して実務を行う部署で、全学の相談の総合窓口です。また、輸出管理に関する一次審査や輸出等許可申請の手続き、学内啓発等の業務を担当する部署です。輸出管理支援部署は、輸出管理責任部署と連携して、海外への資機材輸出、技術提供、国際交流等に関する輸出管理業務を担当する部署です。

(d) 各学部等輸出管理担当部署（相談窓口（1））は、各学部等における教員の相談窓口で、輸出管理実務部署との連携により輸出管理業務の一部を担う、学内で一番身近な教員の相談窓口となる部署です。

責任者及び担当者

輸出管理に関する各部署には、図3-3に示すような責任者及び担当者が必要と考えられます。各部署の責任者や担当者としては、それぞれの役割に応じた適任者の配置等が必要です。大学内で輸出管理を担える人材の一例を図3-3に示します。各大学においては、第5章「大学における取組事例」等も参考に、それぞれの大学の実情に適した責任体制とすることが重要です。

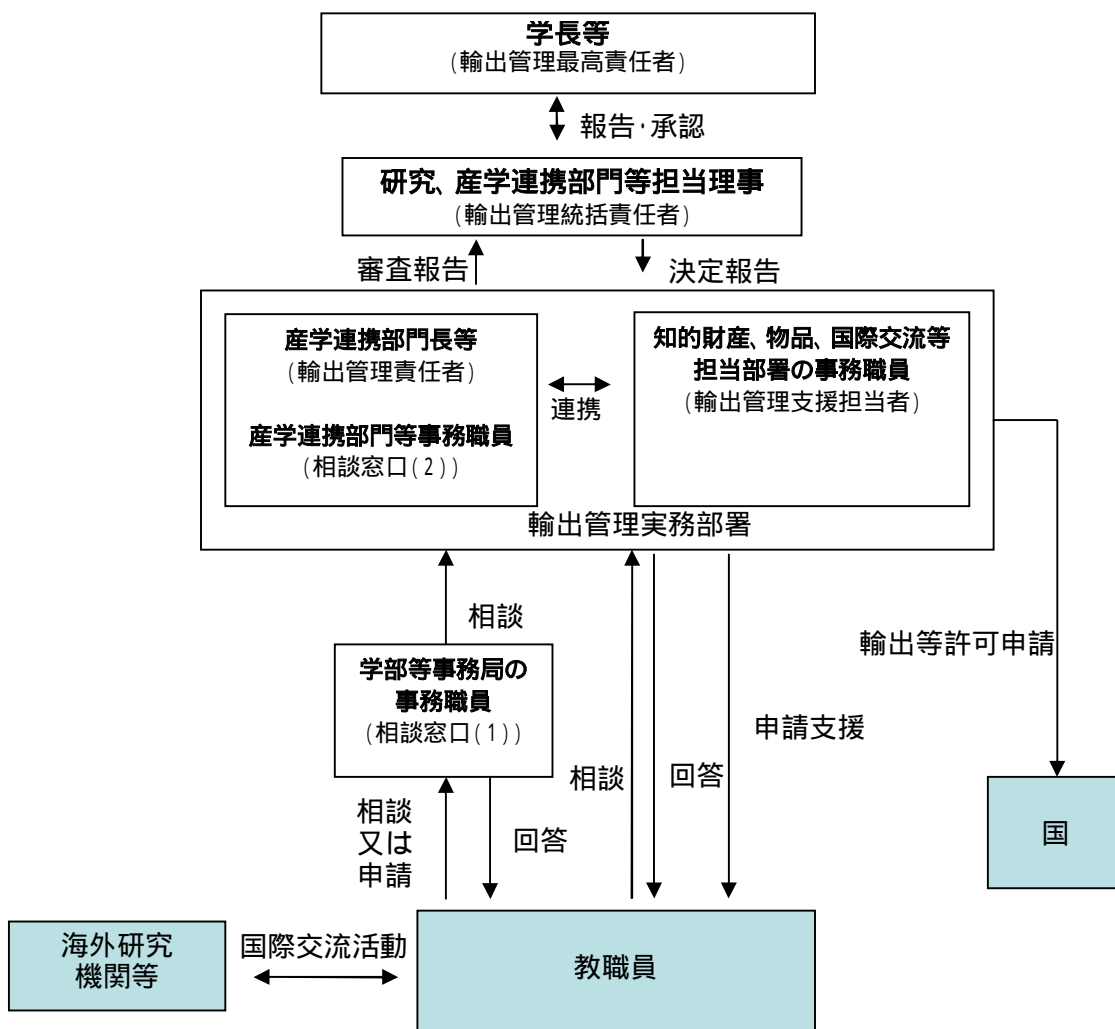


図3-3 輸出管理体制の責任者及び担当者の一例

(a) 輸出管理最高責任者には、大学長等機関の長（学長又は理事長等）を充て、輸出管理に係る基本方針等重要事項の決定等を行います。また、輸出管理最高責任者は、輸出管理状況に関する監査を監査室（既存）に依頼し、その状況を把握して輸出管理統括責任者に対して必要に応じ改善を命じます。

- (b) 輸出管理統括責任者には、輸出管理最高責任者の側近で役員会等のメンバーである副学長又は理事(研究担当や産学連携部門担当等)を充てます。その役割は、輸出管理業務に係る基本方針の決定、基本施策等の企画立案、輸出管理業務の統括、輸出管理に係る二次審査等です。
- (c) 輸出管理責任者には、産学連携部門の長等(又は相談・審査案件の多い学部等の長も適任者と考えられます。)を充て、輸出管理支援部署と協力して輸出管理業務に係る基本方針、基本施策等の企画立案の補佐、各種手続きの策定、輸出管理に係る一次審査、職員への教育等を行います。
- (d) 相談窓口(2)には、産学連携部門の輸出管理に知識のある人材や知的財産管理担当者、契約担当人材等、海外との技術移転契約等の経験者を配置し、輸出管理の総合窓口として、各学部からの相談や報告、申請書類の確認や管理、国への申請手続き及び輸出管理責任者の業務の補佐をします。
- (e) 輸出管理支援担当者には、知的財産管理部署の技術移転担当者、物品管理部署の事務職員、国際交流担当部署の事務職員及び教員等を充て、輸出等許可申請支援や各担当部署の関係する輸出管理の業務や相談を行います。
- (f) 相談窓口(1)の学部等輸出管理担当者には、各学部等の産学連携等担当の事務職員(共同研究契約や物品管理等の担当)を充て、各学部等の教員の輸出管理の相談窓口となり、輸出管理実務部署への相談・報告を担当します。

輸出管理に必要な学内外の連携先

輸出管理には、法令に慣れていること、物品管理の手続きに慣れていること、提供する技術の内容が分かること、輸出等許可申請手続きに慣れていること等が必要であり、特に運用初期においては、各責任者や担当者自らが学内外の知見のある方と相談しながら対応する必要のある案件が発生することが考えられます。輸出管理に必要な学内外の連携先を図3-4に示します。また、個別に検討・工夫すべき幾つかの事項を、以下に整理します。

- (a) 大規模総合大学では、学部だけでも中小規模大学並みの大きさがあり、一方、地方大学では、キャンパスが広域に分散するところも多いのが現状です。このため、各学部等の輸出管理担当部署における相談窓口(1)の担当者と、輸出管理責任部署の輸出管理責任者や後述の「輸出管理専門助言委員会」とが連携して、教員からの相談や申請に対する審査・決定を各学部等の輸出管理担当部署で処理することも必要となる場合もあると考えられます。ここで「輸出管理専門助言委員会」というのは、輸出管理に関する専門的な知識や経験を有する大学内の教員

を委員として選任するとともに、地域の企業における輸出管理業務経験者等外部の有識者を委員として委嘱し、各責任者がこの委員会において、個別の輸出等の案件に関する法令への該当性の判断等について、専門的な助言を得ることができるようにするという発想から考えられた組織です。いずれにせよ、輸出管理責任部署が、付与された権限と責任を持って整合的に対処できるよう、大学の実情に応じて工夫していくことが重要です。

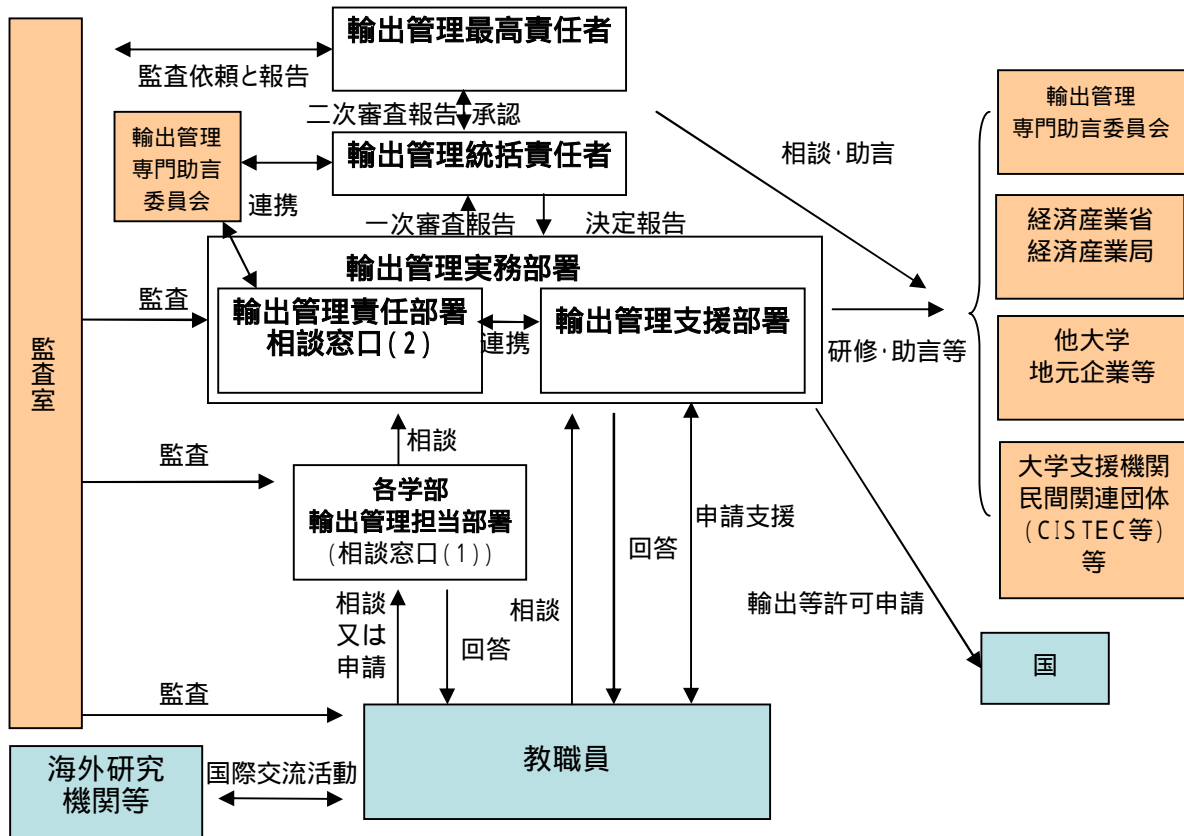


図3 - 4 輸出管理に必要な学内外の連携先

(b) 輸出管理統括責任者や輸出管理実務部署の輸出管理活動においても、多様な知識に基づいた審査と判断が基本となることから、前述の「輸出管理専門助言委員会」等を設置して、有識者からの専門的な助言を得つつ、審査や決定、教員への指導等を行うことができるよう、工夫していくことが望ましいと思われます。また、輸出管理活動における輸出管理実務部署の担当者の相談先、管理に対する助言や教員への研修支援依頼先等として、輸出管理に係る大学の支援機関や民間関連団体（第2章（4）に既出のCISTEC等）等の協力を仰ぐことも輸出管理及び学内啓発において有効な方法です。

(c) 輸出管理最高責任者は、大学内の適切な輸出管理の実施について責任を負うことから、学内の輸出管理の状況を常に把握する必要があります。このため、輸出管理業務に関し、学部単位で管理をしている事項、輸出管理実務部署や個々の教

員の対応状況等に係る監査について、監査室等に依頼して実施することが望ましいと思われます。

- (d) 輸出管理統括責任者は、二次審査の決定に際して疑義等がある場合には、専門的な相談が可能な輸出管理専門助言委員会の意見等を踏まえて、地方経済産業局や経済産業省本省と相談することが重要です。このような観点からも、資機材の輸出等の実務経験がある地域企業関係者や外為法関係の有識者等から構成される輸出管理専門助言委員会を大学において設置することは、非常に有効な方策と思われます。

運用

大規模総合大学における輸出管理の基本的な手順を図3 - 5に示します。

- (a) 国際的な共同研究等を行う教員は、輸出等を伴う研究活動を実施するに際して、取り扱われる資機材や技術、提供する相手先や用途等が大学における輸出等に係る申請が必要なものであるか否かを確認し、その確認方法や大学内の申請の手続き等に不明の点等が生じた場合には、所属学部等の相談窓口(1)に相談します。
- (b) 相談窓口(1)は、相談内容を簡潔にまとめて相談窓口(2)に報告します。
(以上、ステップ1)
- (c) 輸出管理責任者は、相談窓口(2)に提出された報告内容を検討し、必要に応じ、相談のあった教員に対して資機材や技術、提供の相手先や用途等の確認方法や申請手続き方法等について指導します。その際、必要に応じ、関係する輸出管理支援部署と連携して対応します。
- (d) 教員からの輸出等に係る申請は、所属学部等の輸出管理担当部署を経由して輸出管理責任者に提出されます。(以上、ステップ2)
- (e) 輸出管理責任者は、提出された申請について、最新の外為法等に基づいて法令上の許可申請を要する行為に該当するかどうかの判定(一次審査)を行います。また、一次審査結果については、輸出管理統括責任者に二次審査を要請します。
- (f) 輸出管理統括責任者は、要請に応じて二次審査を行い、必要に応じ、輸出管理最高責任者の承認を得ます。
- (g) 輸出管理統括責任者や輸出管理責任者は、必要に応じ、輸出管理専門助言委員会からの助言を得て、審査や指導を行うとともに、疑義が生じた場合等は、経済産業省等に確認します。

- (h) 相談窓口(2)及び支援部署が連携し、必要に応じて教員が行う輸出等許可申請書作成の支援を行い、内部決裁を得て国へ輸出等許可申請を行います。(以上、ステップ3)

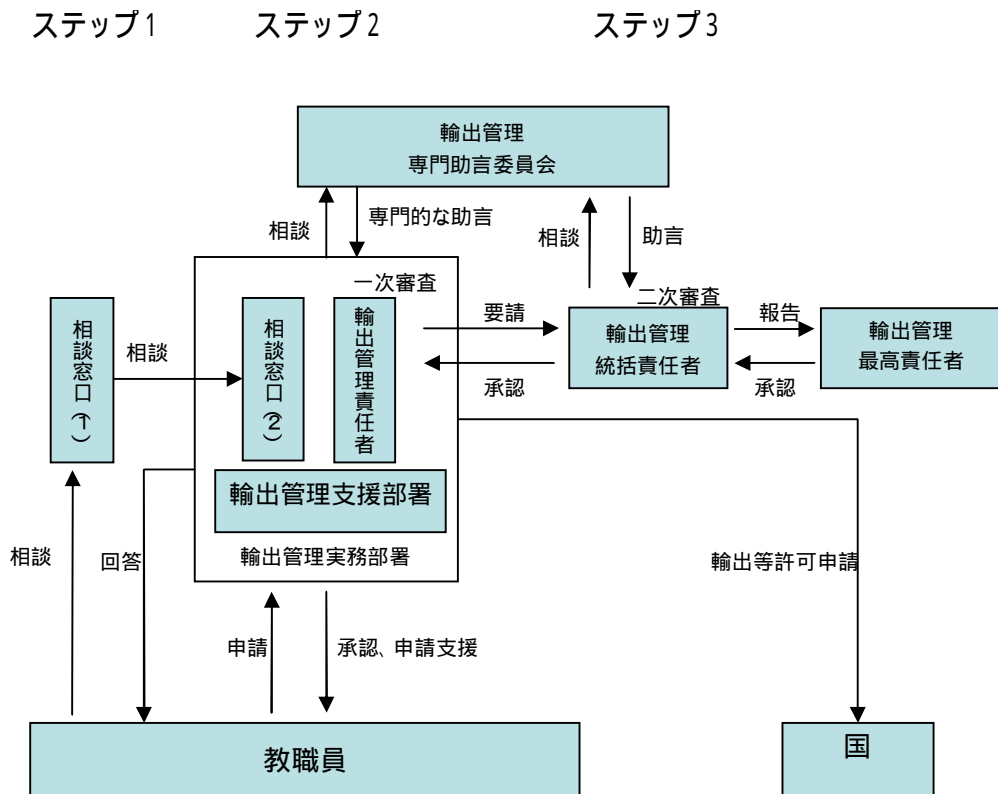


図3-5 管理運用の流れ

(3) 中小規模大学モデル

体制

中規模大学では、相談、審査、申請が行える機能という観点からは、大規模総合大学とほぼ同様な輸出管理体制が必要と思われます。体制構築の面では、大規模総合大学とほぼ同様に、既存の産学官連携部門等を核とした輸出管理体制が最も有効な手段と考えられます。

中小規模大学における輸出管理体制のイメージを図3-6に示します。

- (a) 基本的な構成部署は大規模総合大学モデルとほぼ同様ですが、輸出管理責任部署は産学連携部門等とし、相談窓口も産学連携部門等に置きます。
- (b) 各学部等に輸出管理担当部署は設置せず、相談窓口も輸出管理責任部署の1か所とします。

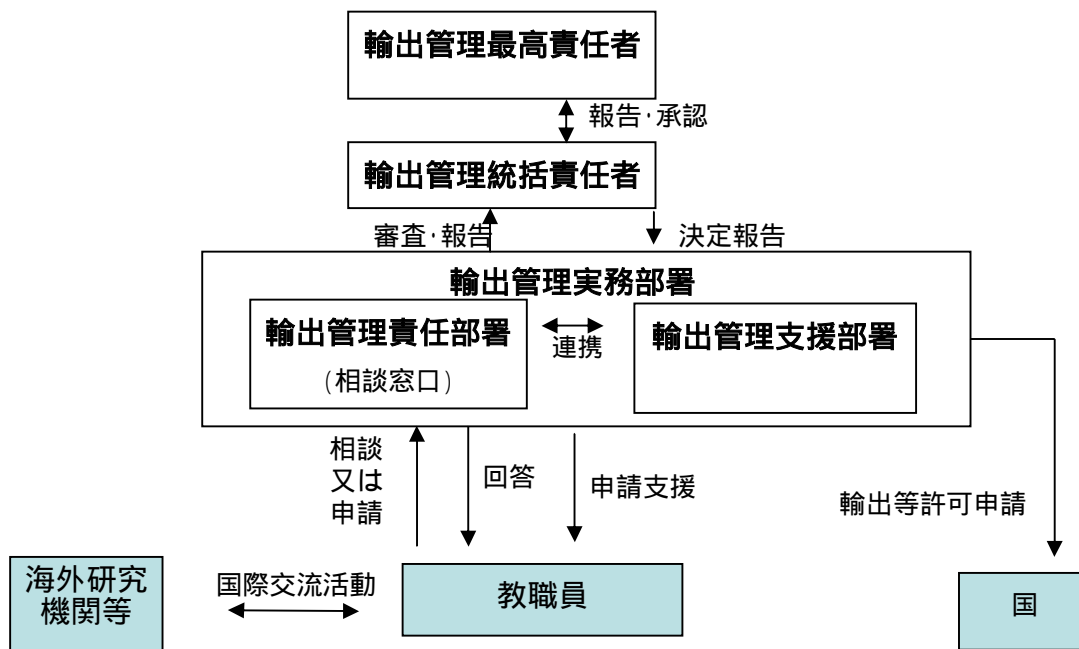


図3 - 6 中小規模大学における輸出管理体制と関連部署

各責任者及び担当者の例

中小規模大学における輸出管理に係る各部署等の責任者や担当者の一例を、図3 - 7に示します。

- (a) 輸出管理最高責任者には、大学長、輸出管理統括責任者には、研究担当副学長や理事（理事のように、役員として権限を持っている者が特に望ましい）、輸出管理責任者には、研究担当副学長等の管理下で、産学連携の取りまとめ役として教員に認知されている産学連携部門等の長（知的財産本部長、産学連携センター長等）が学内の意志統一、判断の迅速性、管理の面から適任と考えられます。
- (b) 輸出管理実務部署は、相談窓口である産学連携部門等の担当部署を中心として、産学連携部門長（センター長等）、専任教員及び事務職員が連携した体制が望ましいと考えられます。
- (c) 中小規模大学では、輸出管理責任者の一次審査内容が大変重要となるので、輸出管理責任部署を担当する輸出管理責任者、輸出管理担当の事務職員又は教員には、輸出管理に関するある一定レベルの知識を持った人材が必ず一人はいることが重要です。

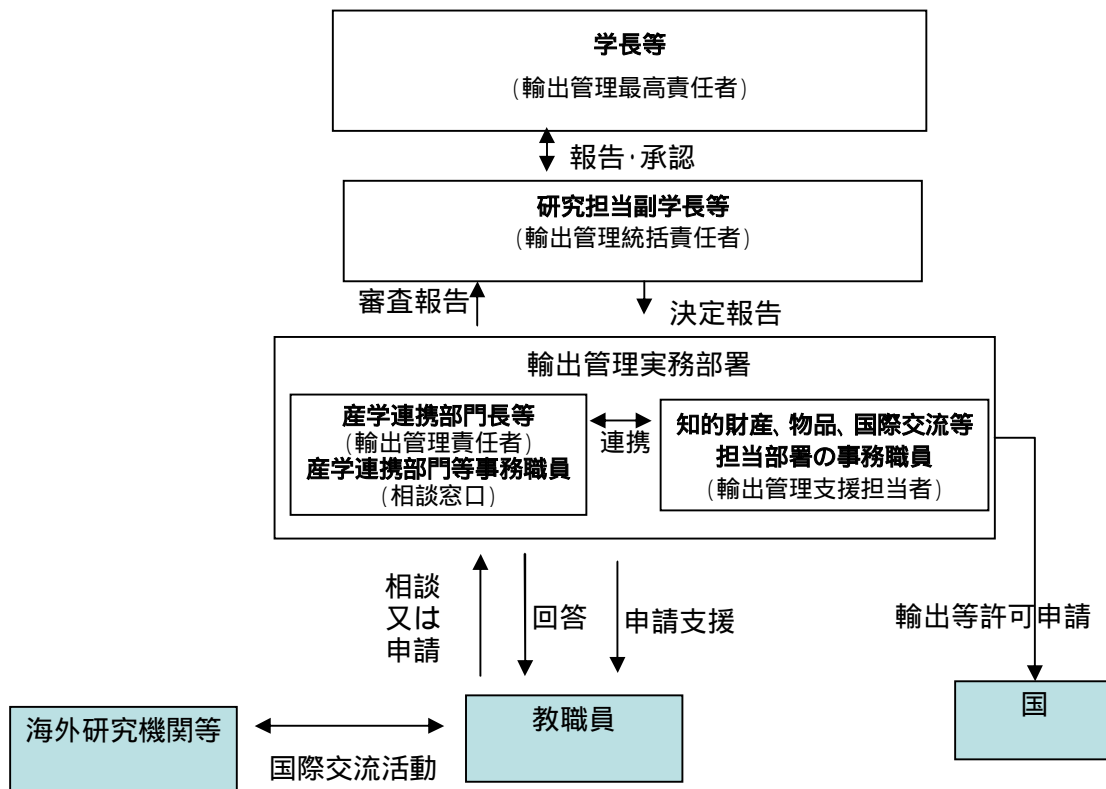


図3 - 7 中小規模大学における輸出管理体制の責任者及び担当者の一例

輸出管理に必要な学内外の連携先

中小規模大学では、輸出管理において、図3 - 8に示すように学内外や経済産業省、他大学や地元企業、大学支援機関（研修等）やC I S T E C等の民間関連団体等との組織間連携や人材ネットワークの形成が、円滑な輸出管理を行う上での重要なポイントになると考えられます。

- (a) 学内管理では、輸出管理責任者が配置されている部署を拠点として、輸出管理支援部署、監査室等と連携した運営が必要です。規模が小さいため輸出管理専門助言委員会が設置できないことも想定されることから、国際交流活動の活発な教員や地元企業の有識者等を輸出管理専門助言委員として選任し、輸出管理体制の強化を図るような工夫をすることも必要となると考えられます。その際、輸出管理専門助言委員は、他大学と連携して共有すること等も工夫の一環として考えられます。
- (b) なお、特に規模が小さい大学においては、海外との研究交流がそれほど盛んに行われていない場合等も想定されることから、実情に合った管理体制の構築が望まれます。一例としては、輸出管理の相談窓口部署（例えば、産学連携担当部署等）を定め、事務担当者（法的管理担当者、産学連携部署の契約担当者、

共同研究契約等の担当事務職員）又は教員（兼任で技術系研究者）を輸出管理担当者とするとともに、産学連携担当部門長等を輸出管理責任者とし、輸出管理を実施している近隣の他大学等との連携、TLO等の活用、経済産業省等への相談等を積極的に行っていくことが重要と考えられます。

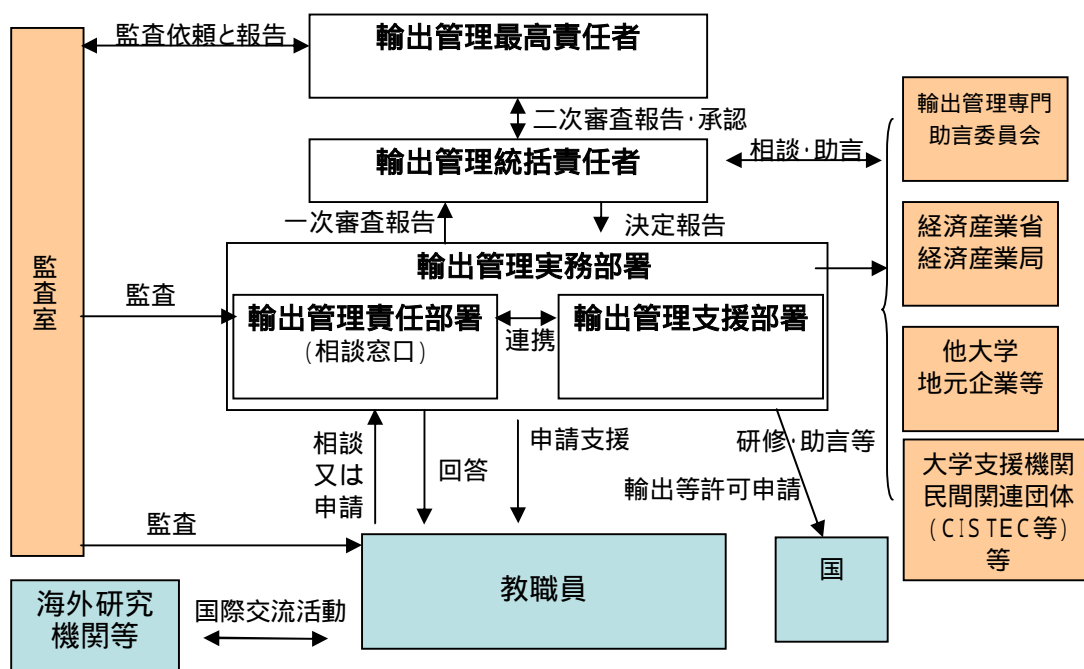


図3-8 輸出管理に必要な学内外の連携先

運用

中小規模大学における輸出管理の基本的な手順を、図3-9に示します。

- (a) 教員は、ステップ1として産学連携部門の相談窓口と相談し、必要に応じ、相談窓口経由で輸出管理責任者に申請を行います。
- (b) ステップ2からの審査手順は、大規模総合大学モデルとほぼ同様ですが、専門的な助言が得られる人材ネットワークの構築（輸出管理専門助言委員）や、外部機関への相談を行うことができるような環境作りも必要となります。

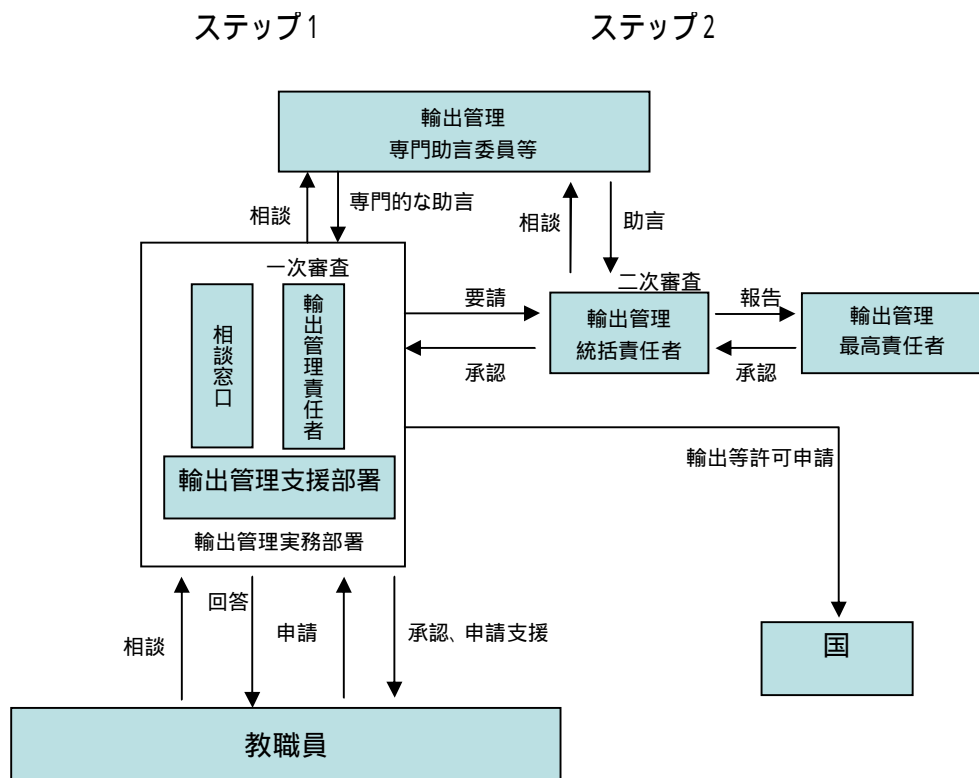


図3-9 管理運用の流れ

4. 円滑な運用のための工夫・ノウハウ

(1) 教員等への継続的な啓発活動

輸出管理体制の構築過程の初期段階から、構築後の体制の運営が順調に行われるような段階になった後も、安全保障貿易管理に関して、大学の関連部署の教員や事務職員を対象にした継続的な啓発活動は重要です。従来から活発な国際交流活動を展開してきている教員の方の中には、関連する法令等の内容を熟知した上で慎重な対応を心掛けている方もたくさんおられます。一方で、今まで大きなトラブルに遭った経験が無く、これまでの知識と対応に満足し、最新の情報に疎くなっている方も散見されます。このため、教員の方には、自らの国際的な研究活動が、外為法という今まであまり気に留めていなかった法律の規制対象となる可能性を持ったものであることを自覚していただくとともに、そのことへの配慮が、自らの立場だけではなく自らが所属する大学を守るためにも必要であり、結果として安心して研究活動を展開していく基盤となっていくことを知っていただくための努力を、輸出管理実務部署は続けていくことが大切です。

ただし、ここで留意すべき点は、法令に抵触する危険性のみを強調し、警告的なメッセージだけを教員に与えるようなこととならないようにすることです。その結果、教員の国際的な研究活動を委縮させるようなことにもなりかねないからです。むしろ、教員の方々による国際的な研究活動を、安心して維持・発展させていくために必要な管理体制であるという共通の意識を、大学内の研究を行う教員の方々に醸成していくことこそが、その管理体制の実効性の向上につながっていくこととなります。

安全保障貿易に係る輸出管理体制を構築できても、以上で述べてきたように、その主役である教員と当該教員を支援する相談窓口の意識が低ければ、実態上殆ど機能しません。ただし、後者については、適任者を窓口配置することでその懸念を除去することができます。

教員の意識を向上させるための具体的な施策としては、以下に例示するようなものが考えられます。

安全保障貿易管理に関するパンフレットを作成して配布することは、基本的な手段です。この場合、外為法の解説だけではなく、大学の輸出管理体制や関連手続等の記載もされていることが重要です。このような印刷物は、大学のホームページにも掲載する方が良いでしょう。

教員ができるだけ輸出等許可申請をしやすくするために、比較的単純な「チェックシート」を用意し、相談窓口担当職員との相談に活用できると有効です。ほかに、チェック・フロー図や平易な申請様式のひな型等の用意をすることも効果的で

す。これらについても、学内のイントラネット等からも利用可能にしておくことが望ましいと考えられます。

安全保障貿易管理に関する啓発教育用教材（教員向け）及び専門教材（相談窓口向け）を用意することが有効です。これらの教材としては、第2章「段階的発展モデル」で述べた手順1～2の段階では、経済産業省等がホームページ等で提供している関連資料を活用しつつ作成するのが効率的であると思われます。あるいは関係団体から販売されている市販の教材の活用も有用です。教材は書物に限らずDVD等の電子媒体であってももちろん構いません。第2章の手順3の段階では、個々の大学の事情に応じて、個別に作成することになる場合もあると思われます。

教材を使った自己学習に加えて、適宜、集合教育やe-Learningを実施することで、更なるレベルアップが望めます。これらの教育は、場合によっては国際的な研究を行う教員に対する必須研修とすることも効果的です。

ここ数年、利益相反について各大学における管理体制の整備や認識の向上が進んできました。安全保障貿易管理についても利益相反の際に行った認識向上策が参考になると考えられます。すなわち、教員に対しては、「自らの立場だけではなく自らが所属する大学組織を守るためにも必要である」ことを伝えることで、コンプライアンスへのモチベーションを与えることが可能です。とは言え、利益相反との大きな差異は、利益相反問題は直ちに法令に違反するという問題ではありませんが、安全保障貿易管理問題は法令違反につながる問題であるということです。したがって、大学の役員を含む教員の方々には、「法令違反になった場合は、個人や組織に罰則が適用されることがある」ことを認識していただくことも必要となります。

（2）輸出管理に携わる担当職員の育成等

まずは、輸出管理実務部署のスタッフの陣容とそれを確保するための人事上の施策が重要です。望むべくは、それら職務に必要とされる資質を、各大学の実態に合わせて学内外に明示して、そのための人材を各職種において確保するように努めたいものです。また、人材の育成を考慮した比較的長期間の人事配置に配慮するとともに、機械的な人事異動等によって引継作業等で業務の継続性に支障をきたすようなことは、極力避けるべきです。一定の専門的なスキルを必要とする職種として、この部署の職位を考えることが大事です。

例えば、相談窓口担当職員については、常勤の事務職員や教員の中から、それにふさわしい資質を有した人物を計画的に選び出し、この任務のためにOJT等を通して育成し、比較的長い周期での人事異動を行う、というような、人材の登用と育成に関する基本的な方針を定めておくことが望まれます。相談窓口担当職員には、必要最低限の安全

保障貿易管理の知識さえあれば、その大学の組織文化を含む学内状況を十分に把握している、対人交渉能力に優れた人物を登用することが望まれます。一方、企業等で安全保障貿易管理を経験した適任者を、単独大学又は複数大学が協力して雇うこともあり得ます。その場合、当該担当者には、安全保障貿易管理専門教育は概ね不要であり、むしろ、大学内の研究現場の状況についていち早く理解を深める教育等を実施することが望ましいこととなります。

輸出管理実務部署のスタッフは兼任であってもよいのですが、少なくとも責任ある重要な立場（必ずしも管理職とは限りません。一般教員への窓口担当者等も重要な立場です。）には常勤の教員を登用することが強く望まれます。理想的には、一般の教員から見て、自分たちの「職場の仲間」がその能力の故に「重責を担っている」という見方をされるようなスタッフでこの部署を構成することが望まれます。

輸出管理実務部署に配置される人材のその任務への意欲と使命感を高揚させるべく、各大学の実情に即した、効果的な人事・労務管理上の配慮をすることも重要です。それには、業務活動の実態に即した実質的に有効な手法を、大学の組織文化に合わせて様々な工夫することが好ましいと思われます。例えば、教員の場合、大学内の他の組織運営上の負担を軽減したり、本人の希望に応じて担当する講義の数を減らしたりするということも、場合によっては有効と考えられます。特に最近、教育・研究以外の面における大学の社会貢献が強く求められてきており、教員の多様な活動の在り方を評価するようになってきている大学においては、このような労務管理上の配慮が十分可能かつ有効であると考えられます。また、人事評価のための記録等において、輸出管理実務部署における活動実績を特記すべき事項とし、それを明らかにしておくことも、大学の組織文化によっては、担当者の「やる気」を起こさせる上で、一定の効果があるものと思われます。

輸出管理実務部署の担当職員の教育や意識啓発の方法としては、前述したようなテキストや e-Learning 以外にも以下のような方法が有効と考えられます。

安全保障貿易管理関係団体の外部教育を受講することにより、実務能力を高めることができます。これに関連した様々な資格試験を受けることは、学習に対するモチベーションを上げることに繋がると思われます。

より効果的な自主管理体制の構築を目指す上で、輸出管理実務部署の担当職員の教育や意識啓発を他大学と連携しながら行うことも、効果的な工夫の一つとして考えられます。例えば、輸出管理担当職員を対象とした事例研究等を行う勉強会を、近隣の大学等の輸出管理担当職員にも参加を呼び掛けて開催し、お互いの人材育成を図りつつ、人材間の連携から組織間の連携強化へとつなげていくことが可能になります。

(3) 教員の疑問や不安への迅速かつ適切な相談対応の実施

安全保障貿易管理の問題について、疑問や不安を抱いたままとなっている教員の方が、少なからず大学内に存在していること自体が問題です。まずは、疑問や不安に思ふべきところでそう思うように適切に意識喚起するとともに、疑問や不安を気軽に相談できる相談窓口をできるだけ早期に設置し、大学内に周知することが重要です。そのためには、例えば、表4-1に示す行為(例)のように、教員の何気ない日常的行為が実は安全保障貿易管理に関係する可能性があることを繰り返し啓発し、そのような場合には相談窓口に事前に気軽に相談できるような風土を実現する必要があります。表4-1の内容は、大学内における実例を踏まえて、適宜更新し、充実させていく必要があります。また、

表4-1 安全保障貿易管理に繋がる可能性のある日常的行為(例)

- 事前に相談窓口にご相談しましょう -

分野	行為(例)	No
資機材(貨物)	共同研究先である海外の企業に、研究試料を提供する	1
	海外の機関に、研究装置及び部分品を送付する。 (例:売却、修理等)	2
	海外の研究機関に、おみやげ・記念品等として機械・材料等を持って行く	3
技術(役務)	国内外の非公開な国際会議で、技術的内容を含む研究成果を発表する	4
	研究内容に関して、メールで海外とやり取りする	5
	海外の知り合いに、公開以前にコメントをもらうため、投稿論文を送る	6
	海外の企業に、製造ノウハウを教える	7
	海外の研究機関に、装置のメンテナンスに関するノウハウを教える	8
	海外の共同研究者に、プログラム又はプログラミング技術等、技術提供をする	9
	海外からの研究員・研修生・留学生等を受け入れ、技術提供をする	10
	日本人の教員等が、教員、研究員等として海外に行き、技術提供をする	11
	外国人又は在日外国大使館員の研究室への見学を受け入れ、研究している技術内容を説明する	12

このような行為(例)は、第2章(4)で述べたチェックシート等に記載することで、教員の方にはより理解しやすくなるものと思われます。

(4) 輸出等許可申請手続きの際に留意すべきポイント

資機材等(貨物)の輸出が法令の規制対象に該当するか否かの判定(以下「該非判定」といいます。)については、最初に、研究業務等に携わる現場の教員自らが、経済産業省の安全保障貿易管理のホームページ(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>)に掲載されている「貨物・技術のマトリクス表」(Excel版では文字列の検索ができます。)や、最新の政省令には対応はしていませんが、その旧版に掲載されていた「貨物の羅針盤」(http://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/gaihi/tsuri/gaihi_1.htm)、さらには各大学の実情に即して該非判定の手順を適切に記述したマニュアル等に従って、行うことが望まれます(1次スクリーニング)。その後、当該教員から輸出管理実務部署に当該資機材の輸出申請が行われ、その担当職員等が現場と同様の手順によってその判定の妥当性を再度確認(2次スクリーニング)し、第3章で述べたような一次・二次の審査を経て、輸出等許可申請書の提出等必要な指示が与えられる、という手順で輸出管理業務が行われることとなります。その場合においては、資機材の提供先の国と機関の確認及び提供先における資機材の用途の確認も重要となります。いずれにせよ、教員一般における安全保障貿易管理に関するリテラシー(理解度)をある程度高めておき、その上で、当該研究業務等の現場にいる教員が、外為法上の問題をそうした物品の移動等に発見した場合には、その具体的な解決策に関していつでも気軽に相談できるような体制を、安全保障貿易管理の担当部署に整えておくことが望まれます。このような対応は、大学における安全保障貿易管理に関して一定のリテラシーを持つ教員を計画的に育成するための人事施策においても効果的です。

ここで留意すべき点としては、教員からの申請に対して、輸出管理実務部署は、単に書類上の形式的な審査でその承認を与えてはならないということがあります。移動(輸出)する資機材(貨物)の現物を確認したり、現場の教員への丹念なヒアリングを行ったりするなどの、臨機応変な対応が求められます。場合によっては、移動(輸出)先の背後関係等についても調査する必要があるかもしれません。

また、輸出管理実務部署は、輸出等許可申請についても主体的に関与し、内部の決裁と経済産業省への申請等に的確に対応することが望まれます。実際の通関手続きや現地運送業者の手配等の定型的な作業は、知識と経験のある現場の教員や民間の運送業者等に任せることも可能ですが、その内容や経過等については、必要に応じて輸出管理実務部署が把握できるようになっていることが必要です。特に、輸出等の業務に不慣れな教員が、研究業務上の必要から資機材の輸出を行おうとしている場合には、それら教員に代わって必要な手続きを的確に進めることは、輸出等実務部署の重要な役目の一つです。

なお、そうした資機材の輸出が共同研究等の契約に基づくものとして事前に予測される場合には、契約担当部署と十分に連絡をとって、M T A (Material Transfer Agreement : 研究成果物提供協定) の条項を契約書に盛り込んでおくなどの対応策を採っておくことが望ましいです。

また、技術提供の場合についても、資機材の輸出の場合と同様の対応が望まれます。この場合には、前述した経済産業省ホームページ下の「貨物・技術のマトリクス表」や、最新の政省令には対応していませんが、その旧版の下にあった「技術の羅針盤」(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/gaihi/ekimu_tsuri/gaihi_1.htm) が便利です。

(5) 留学生・訪問外国研究者への対応について (補遺)

これまで、折に触れて留学生や外国研究者への対応において配慮すべき事柄を述べてきましたが、ここではそれらをまとめた上で、さらにもう少し詳しい説明をつけ加えます。特に、改正された出入国管理及び難民認定法 (以下「入管難民法」) が 2 0 1 2 年中に完全施行されることを踏まえ、現場で留意すべき点と整えるべき学内の体制について、いくつかの提言をします。

まず、最初にお断りしておかなければならないのは、このガイドラインで扱っている「留学生」や「外国研究者」というのは、いわゆる外国人の学生や研究者を指すのではなく、外為法上「非居住者」に分類される方たちであるということです。つまり、日本に入国して国内に居所を定めてから 6 カ月以上経過していない学生や研究者等を指すのであり、技術提供に際し外為法上の輸出管理を要する方たちのことです。日本国籍を持つ人であっても、例えば 2 年以上外国に居住しており一時的に帰国している方で入国後 6 ヶ月以上経過していない場合は、外為法上は非居住者として扱われます。したがって、外国の研究機関で働いている日本人研究者の訪問を受け入れる際などにも、留学生や外国人研究者の場合同様、技術提供に際しての十分な注意が必要になります。また逆に、来日後 6 カ月以上経過すると、留学生や訪問外国研究者も通常は「居住者」になりますから、国内においてその方たちに技術を提供する場合には、外国に対し技術が再提供されることをその提供の際に既に分かっている場合等を除き、外為法上の規制対象外となります。因みに、日本の企業や大学等に雇用されて国内に居所を定めた外国人は、外為法上入国時 (入国後に雇用契約がなされる場合はその雇用後) から居住者と整理されます。

受け入れの判断と来日前の準備

留学生や外国研究者の受け入れの判断に際して、受け入れ後の研究内容や係る提供技術について外為法上の許可申請が必要であるか否かの事前の判定 (該非判定) を行うことは、その後の外為法上のリスク等を回避する上で重要となります。ただ大抵の場合、該非判定の結果だけで受け入れが決定されるわけではないでしょう。許可申請

の必要性の有無に関わらず、そうした留学生や外国研究者の要望と大学等の側の条件が折り合わないために受け入れが難しいこともあるはずです。その場合、単に受け入れを拒絶してしまう前に、その専攻や研究内容を変更することによって受け入れを可能にできないかを考え、相手先にその諾否を打診してみることも必要なのではないのでしょうか。外為法上の許可申請が必要な場合も、そうした変更によってその申請が不要になるならば、受け入れ手続きにおける労力の軽減や、外為法やその他の懸念等のリスクを回避する上でも検討してみるべきことだと考えられます。提供技術等がリスト規制に抵触しない限り、たとえ外国ユーザーリストに掲載された大学に所属している学生や研究者であっても、当該人物に提供される技術がその懸念区分に含まれておらず、大量破壊兵器の開発に結び付かないものであることが明らかならば、その受け入れを合理的な理由なく忌避すべきではないからです。**最も避けるべきは、その国籍や所属によって留学生や外国研究者の受け入れを機械的に拒絶することです。**それは、国際社会が排除しようとする懸念に努力してきている国籍による差別以外の何ものでもなく、外為法が求めていることでもありません。

留学生や外国研究者の受け入れの判断にあたって、大学等の輸出管理担当部署と教務・入試担当部署や研究支援担当部署との間の緊密な連携が必要なのは勿論ですが、留学生や外国研究者を受け入れることが決定した後の対応においても、それら部署間の協力が不可欠です。留学生受け入れの場合、既に査証（ビザ）取得等の業務が定型化され、その一定の経験をつんだ事務職員が複数いる担当部署を持つ大学等も多いと思われますので、関係部署間の連携を図ることはそれほど困難なことではないでしょう。ただ外国研究者受け入れの場合、事情は異なっているようです。例えば、入国時に必要な査証の取得等に際して、当該外国研究者の招聘理由書等を在外日本公館（大使・総領事館）等の関係機関から求められることがあります。そうした場合、現状では、その招聘を企画した教員等が必要書類の作成を個人的に行っていることが多く、そのため一部には、それら関係機関から担当教員等に直接問い合わせ等が入ることがあり、それに対して当該教員等が一人に対応している場合も見受けられます。しかし、そうした書類の作成や関係機関からの問い合わせ等への対応も、本来であれば、大学等においてその輸出管理体制の中で組織的に行われるべきですから、関係部署がそうした手続きの状況や情報を共有し、連携できる体制を整えておくことが望まれます。

「居住性」の把握（改正入管難民法における在留管理制度との関連）

2009年に改正された入管難民法に基づいて、2012年中には、在留資格を持つ外国人に対して、その入国時に「在留カード」を交付する新しい在留管理制度が始まります。有効な「在留カード」を持っている外国人は、その在留期間内であれば日本出国後1年以内の再入国には原則として許可を必要としません。さらに、「特別永住者証明書」が交付される外国人は、日本出国後2年以内の再入国には原則として許可を必要としません。また、留学生の最長在留期間は、従来2年3カ月から4年3カ月になる予定であり、このため、在学期間の長さによっては、その期間中における在留期間更新等手続きの機会が減少することも予想されます。

そこで気をつけなければならないことは、留学生や訪問外国研究者の居住性を大学側がどう把握していくかです。新しい在留管理制度下においては、上記事由から、留学生や訪問外国研究者が再入国許可等取得の際に要する証明書等の発行手続きを大学に対し行う、という機会が現状より少なくなることが予想され、それにより、その出入国の状況等を大学等が把握しにくくなるおそれがあります。したがって、仮に留学生等の居住性の整理をそれら請求手続きと関連づけて管理する場合には、居住性の正確な把握のための在籍管理体制の整備が極めて重要になると思われれます。特に大切なのは、正確な情報を関係部署が連携して収集し、それを共有する体制を作り上げることです。それによって初めて留学生や訪問外国研究者の居住性、つまり外為法の規制対象であるか否かを的確に判断できるようになるからです。

ただ、居住性の判断は必ずしも単純ではありません。夏休み等の長期休暇中に一時帰国した後再入国するような場合は、経済産業省が平成22年2月に公表した「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)改訂版」において、「居住者である留学生などが、大学の籍や日本国内の居所を残したまま帰国し、再入国した際は、引き続き「居住者」として整理されると考えられます」(同ガイダンス76頁)と説明されているように、あまり問題にはならないでしょう。しかし、例えば留学生から半年以上の長期の休学届が提出されてきたような場合には、その理由等に関係部署は十分な注意を払うとともに、実態に即してその居住性を判断する必要があるでしょう。

個別具体的な事例における居住性については、「外国為替法令の解釈及び運用について(蔵国第4672号昭和55年11月29日)」(下記URL)の「居住性の判定基準」の項を参照して判断して下さい。どうしても不明な点があれば、財務省国際局調査課外国為替室(03-3581-4111 内線2868)まで照会されるとよいでしょう。<http://www.mof.go.jp/hourei/tsuutatsu/TU-19801129-4672-15.pdf>

帰国時の立場への配慮

留学生や訪問外国研究者が居住者と整理された時点で、そうした方たちへの国内における技術提供に関しては、外為法上大学等に課せられる輸出管理上の義務は小さくなります。しかし、全く無くなる訳ではありません。改正外為法では、外国への技術提供は、その提供者や提供相手の居住性に関わらず規制の対象となるからです。また、たとえ国内での技術提供であっても、その後外国に対して当該技術が再提供されることが最初の提供の時点で明らかな場合は、その技術提供は規制対象となります((参考1)の「外国為替及び外国貿易法の一部改正について」参照)。また今度は、留学生や訪問研究者自身が、居住者として外国の個人あるいは組織に技術提供を行い得る立場に立つこととなりますから、大学等の国際的な研究・教育業務にそうした方たちが関わる場合、大学等がその輸出管理上の責任を免れることはできません。

さらに、殆どの留学生や訪問外国研究者は、外為法に基づく輸出規制に関する十分な知識を持っていませんから、帰国後のその方の個人的な行動が、外為法の規制に抵触する可能性を否定できません。確かに、大学等はそこに法的な責任は負っていません

んが、教育・研究機関としての社会的・道義的な責任は依然としてそこに存在します。留学生や訪問外国研究者が日本で得た技術的知見の中には、外国の個人・機関に提供する場合、経済産業省の許可が必要なものがあることを、そうした方たちの日本滞在中に十分説明し、彼らが外為法違反に問われることがないように配慮することが望まれます。一方、居住者としての位置づけにおいては、日本国籍を有する一般の学生等もそれら留学生等と同等となります。したがって、一般学生を含む留学生等への最低限度の輸出管理教育も、種々の体制整備とともに大学が行わなければならない輸出管理上の重要な課題の一つとして位置づけられるべきものだと思います。特に留学生に対しては、きめ細かな教育上の配慮が行なわれることが望まれます。

大学等が適切な輸出管理を行いながら国際的な学術交流を進めることには、確かに大きな困難が伴います。特に、留学生や訪問外国研究者への対応においてそれは顕著でしょう。しかし、法令に基づく輸出管理の体制を整えつつ同時に幅広い国際交流の実も上げていこうとするところにこそ、その大学等の社会的知性の水準が現れるのであり、またその洗練された国際感覚が発揮されるのですから、このことに積極的に取り組むことは、大学等の存在意義を高めることにこそなれ、その活動を委縮させるものには決してならないはずのものだと考えられます。

5. 大学における取組事例

(1) 九州工業大学

2006年に安全保障輸出管理規程や安全保障輸出管理実施手順を策定し、実際の運用を行っています。輸出管理チェックリスト等や貨物等該非判定書も整備しています。現在は、運用実績等を踏まえて、学内の管理体制等の在り方について鋭意改善のための検討を行っています。また、学内関係各課において所管事項に係る「安全保障輸出管理チェックシート」及び「輸出管理スキーム図」の作成並びに啓発パンフレットの作成を行いました。なお、人材育成の観点から行っている、安全保障貿易管理に係る事例研究会には、近隣の大学にも参加を呼び掛けることとしています。



図5 - 1 九州工業大学における輸出管理手続きフロー

(2) 名古屋大学

2009年4月に安全保障輸出管理規程を策定するとともに、大学内の体制を整備し、運用を開始したところです。案件ごとの技術の該非判定は、国際的な産学官連携に関しては産学官連携推進本部で、また、国際的な学术交流に関しては国際交流協力推進本部で、それぞれ一次審査を行い、その後は一括して二次審査部門で二次の該非の確認を行う体制を採っています。また、輸出管理ハンドブック(リーフレット)の作成(2008年9月)や説明会の開催等、学内教員への周知等についても積極的に取り組んでいます。

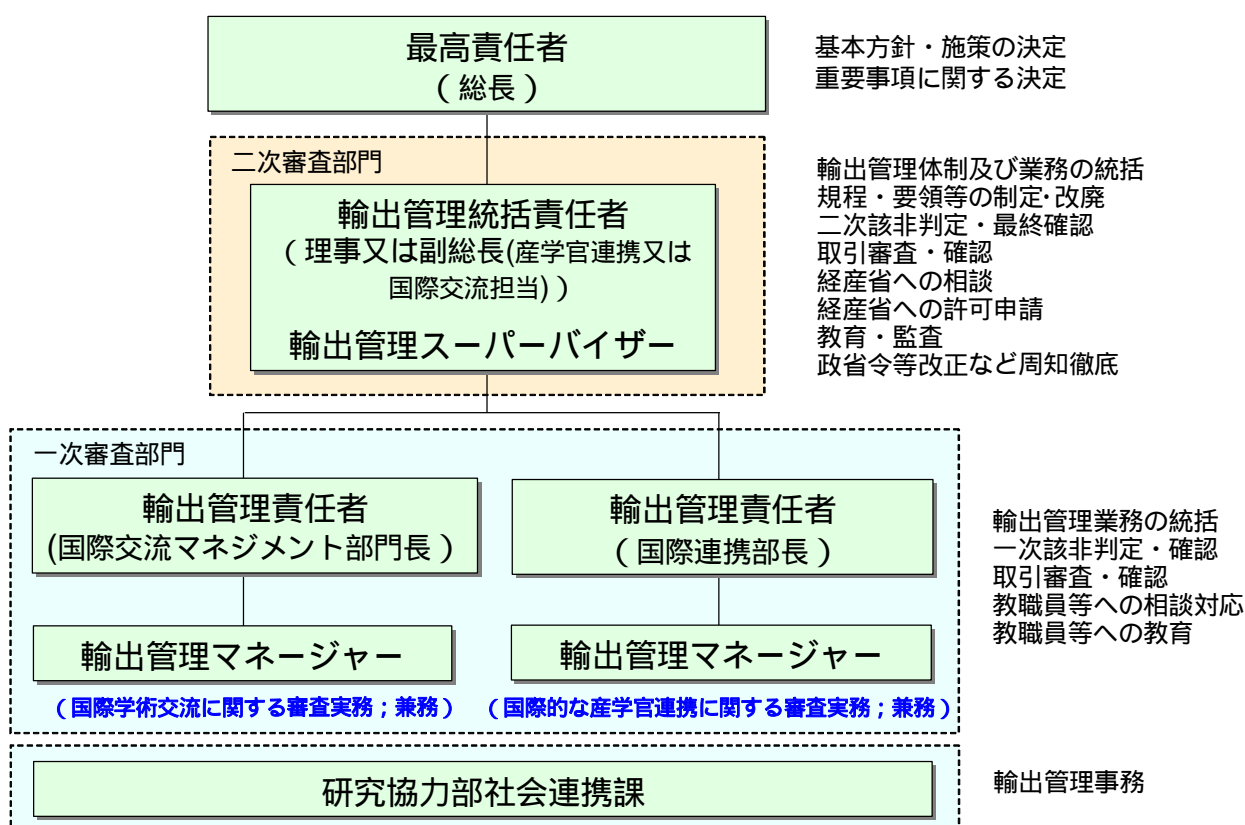


図5-2 名古屋大学における輸出管理体制の概要

(3) 東京理科大学

産学連携活動全般に係るコーディネート等を行う「科学技術交流センター(承認TLO)」を2003年に部署として設けており、2006年からは、当該センターが取り扱う案件については、安全保障貿易管理の観点からもスクリーニングされる体制となっ

ています。案件によっては、同センターのコーディネーターによる該非判定や、法務担当者を交えた検討の場を適宜設けるなどの対応をしています。また、経済産業省への相談や許可申請が必要な際の対応は同センターが主体となって取り組む体制を採っています。

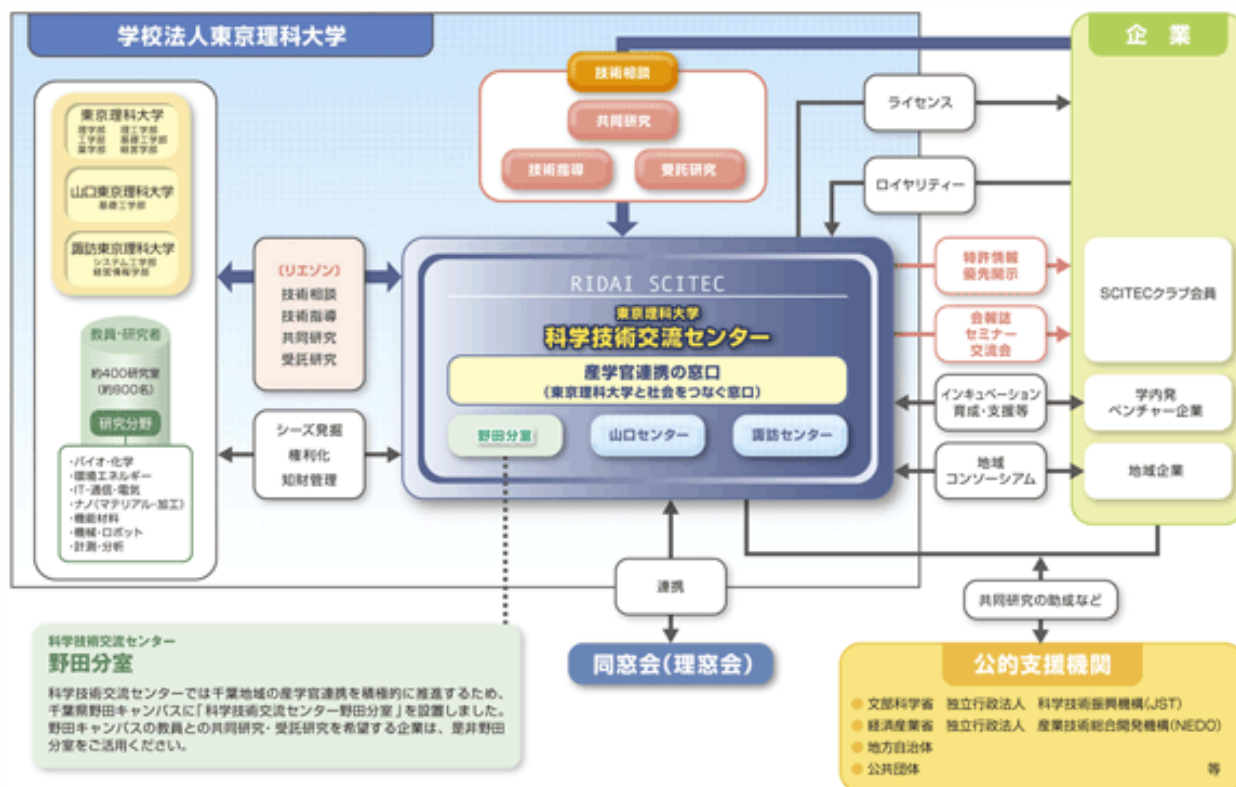


図5 - 3 東京理科大学における科学技術交流センター（承認TLO）の概要

(4) 中央大学

外為法及び関連法令に基づいた、独自のチェックリスト及びフロー図を、2006年度に作成しました。学内において教員は、貨物や技術の輸出や国際的な提供に際してチェックリスト等で該非判定を行い、必要に応じて所属学部の事務室を通じて学部長へ報告することとなっています。また、学部長は、当該貨物や技術の輸出や提供が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがあると判断される場合には、これを認めないこととなっています。該非判定の結果該当する場合には、学部長から学長に報告し、理事長の責任の下に外為法の許可申請を行うこととなっています。

*1 非居住者

1. 日本人の場合

- a. 外国にある事務所(日本法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む)に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- b. 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- c. 上記及びのほか、出国後外国に2年以上滞在するに至った者
- d. 上記 a.~c.に掲げる者で、事務連絡、休暇等で一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

2. 外国人の場合

- a. 住所又は居所を我が国に有しない者
- b. 外国政府又は国際機関の校務を帯びる者
- c. 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人。ただし、外国において命又は雇用された者に限る。

3. 法人等(法人、団体、機関その他これに準ずるもの)の場合

- a. 国にある外国法人等
- b. 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- c. 我が国にある外国政府の公館(使節団を含む)及び我が国にある国際機関

4. 家族の非居住性の判定

*2 経済産業省からのインフォーム

提供される技術が、大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがあるものとして、経済産業大臣から、輸出(技術の提供)許可の申請をすべき旨の通知

*3 ホワイト国

アルゼンチン、オーストリア、オーストラリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ合衆国、韓国

*4 核兵器等

- i. 核兵器
- ii. 軍用の化学製剤
- iii. 軍用の細菌製剤
- iv. 軍用の化学製剤もしくは細菌製剤の散布のための装置
- v. 300km 以上運搬することができるロケット
- vi. 300km 以上運搬することができる無人航空機
部分品も含める

*5 開発等

開発、製造、使用もしくは貯蔵

*6 『別表に掲げる行為』

- i. 核燃料物質もしくは核原料物質の開発等
- ii. 核融合に関する研究
- iii. 原子炉(発電用軽水炉を除く)又はその部分品もしくは附属装置の開発等
- iv. 重水の製造
- v. 核燃料物質の加工
- vi. 核燃料物質の再処理
- vii. 以下の行為であって、軍もしくは国防に関する事務を司る行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの
 - a. 化学物質の開発もしくは製造
 - b. 微生物もしくは毒素の開発等
 - c. ロケットもしくは無人航空機の開発等
 - d. 宇宙に関する研究
 a 及び d については告示で定めるものを除く

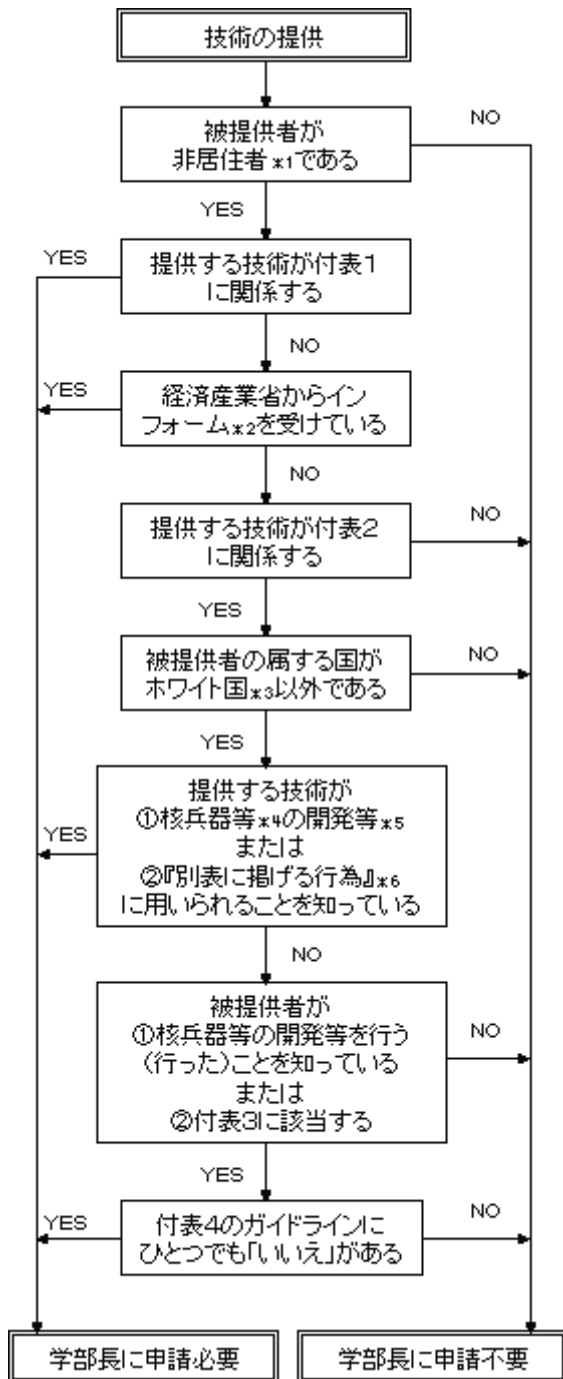


図5 - 4 中央大学における「技術の提供」に関する該非判定フロー

(5) 九州大学

九州大学は、安全保障輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持に教育研究機関として貢献することを目的として、平成22年4月に九州大学安全保障輸出管理規程を施行し、知的財産本部長を輸出管理統括責任者とした管理体制を次のとおりに構築しました。

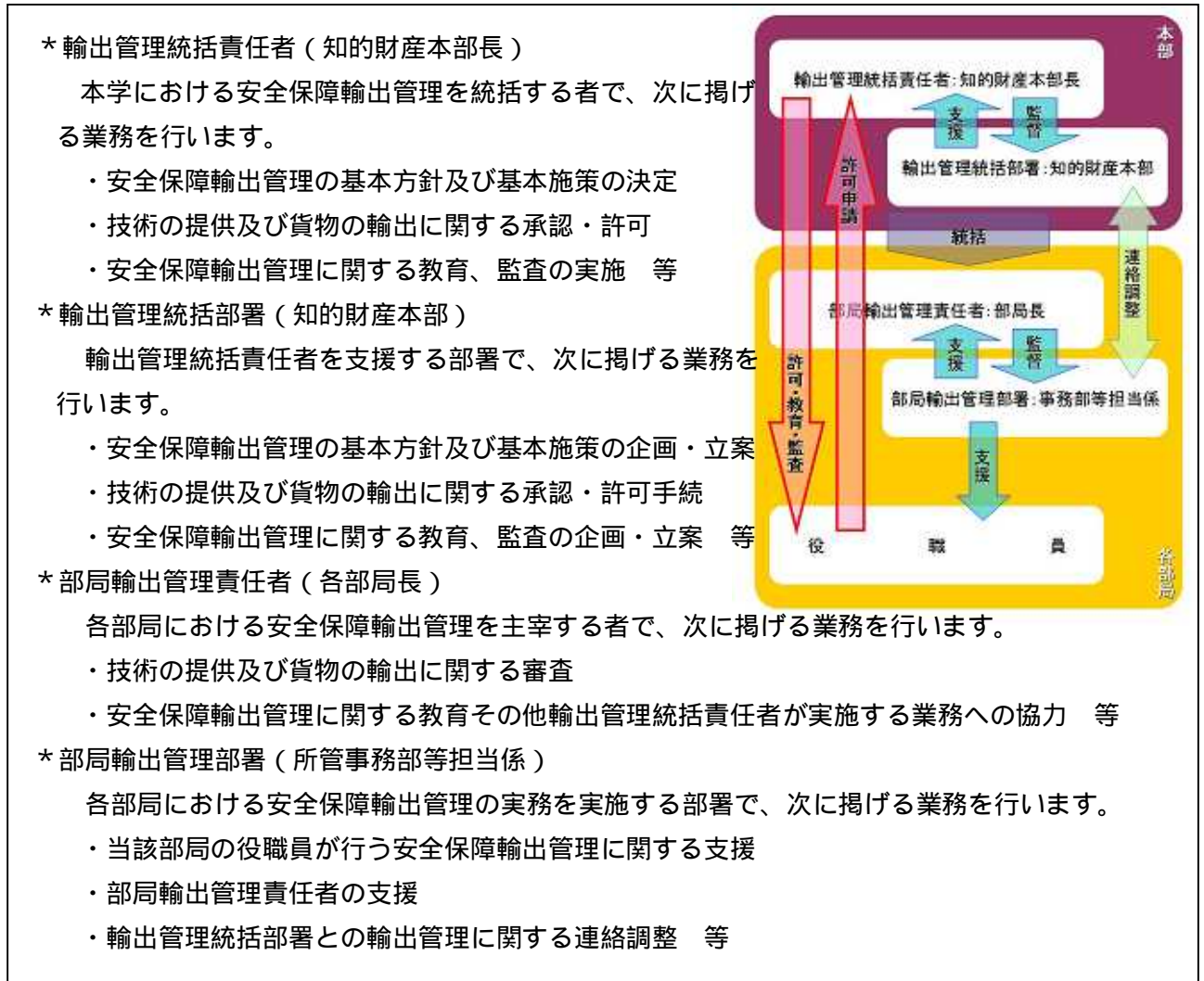


図5 - 5 九州大学における輸出管理体制の概要

これにより、九州大学の役職員は、自身又は自身が主として研究指導を行う学生等が大学の業務上のものとして貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、事前に所定の手続により輸出管理統括責任者の許可を得ることとなっています。

なお、上記の学内周知を目的として、キャンパス毎・主要部局毎の説明会やハンドブックの刷新等を行いました。

(6) U C I P (国際・大学知財本部コンソーシアム)

国際的な産学官連携の推進に際し、個々の大学が保有する知財の共有、国際知財人材の共同養成等、多様な機能を相互に補完することを目的として、以下の6大学で大学間ネットワーク(国際・大学知財本部コンソーシアム(U C I P))を構築(参考3)。安全保障貿易管理についても、本連携を通じて積極的に取り組んでいるところ。

【加盟大学】新潟大学、山梨大学

【連携大学】静岡大学、芝浦工業大学、信州大学、電気通信大学

新潟大学：知的財産本部内に安全保障貿易管理WGを設置し、体制の整備、データベース構築、内部監査等を試行中。

山梨大学：先行事例調査、安全保障貿易管理支援ソフトウェアの検討等を実施中

静岡大学：学内アンケート実施、Q & A作成、学内周知・教育等を推進中。

信州大学：安全保障貿易管理規程、体制の構築、学内周知・教育等を推進中。

その他各大学の今後の取組：

- (a) 安全保障貿易管理規程、体制の整備。
- (b) 学内監査の拡充。
- (c) 啓発セミナーの実施等。

U C I Pの取組：

- (a) 「安全保障貿易BBS」(外為ネット)の立ち上げ。
- (b) 「国際共同研究契約タームシート」を作成(外為関連項目を含む)。
- (c) 「U C I P安全保障貿易ヘルプデスク」の設置検討。
- (d) 該非判定支援ツールの開発検討。
- (e) 輸出管理関係セミナーの開催
- (f) 各大学への輸出管理関係アンケートの実施
- (g) 輸出管理関係契約条文の調査と標準書式の作成
- (h) 国際運送事業者(FedEx、OCS、DHL等)の外為法関係の取扱基準及びAEO(Authorized Economic Operator)制度等の調査
- (i) 大学向け輸出手続きマニュアルの検討

URL <http://www.ucip.jp/>

UCIPではHPを開設しており、会員の技術情報、他、国際産学官連携に係る様々な情報が閲覧可能です。

*会員、個人登録会員、一般訪問者によってアクセスレベルが制限されております。

【掲載情報】

- ▶ 特許情報、技術シーズ情報等の技術情報
- ▶ 国際産学官連携に係る契約書情報
- ▶ E-learning用教材や、セミナー資料
- ▶ 会員大学の連携拠点情報
- ▶ 国内外の展示会やセミナー情報

また、主として外為法に関する意見交換を行う掲示板(外為NET)を設置しております。

図5 - 6 UCIPにおけるホームページの概要

(7) 京都大学

安全保障貿易管理については独自の取組を積極的に進めている大学です。学内における安全保障輸出管理規程は平成23年1月に施行され、具体的手続きを規則や手引きで補足しています。規程策定に先立ち輸出管理に係るパンフレット「研究を兵器等に転用させないために～安全保障貿易管理の基本～」を作成、全学教職員に配布して制度概要や具体的な手続きなどを紹介するとともに、文部科学省委託事業による研修会や経済産業省との共催による説明会、研究科等事務部課長会議での説明や担当者対象の説明、研究室への個別訪問等を積極的に展開しています。内容的にも制度の概要説明から具体的な手続きの紹介、ケーススタディなど幅広く、充実しています。また、大学ホームページ内に情報を集約・公開している他、キャンパス別、部局別、担当者・教員別の説明会や教授会での説明等を漸次実施する等、きめ細かい周知・啓発活動を重視しています。

輸出管理の主な事務については研究推進課に統括担当及び統一窓口が置かれ、広く学内に周知されています。併せて、産学連携や国際交流を担当する部門等とも適宜連携を図っています。今後の取組として、研究者受入、出張、機材輸送、共同研究契約等の既存手続きとの接続を図るための取組も視野に入れていきます。

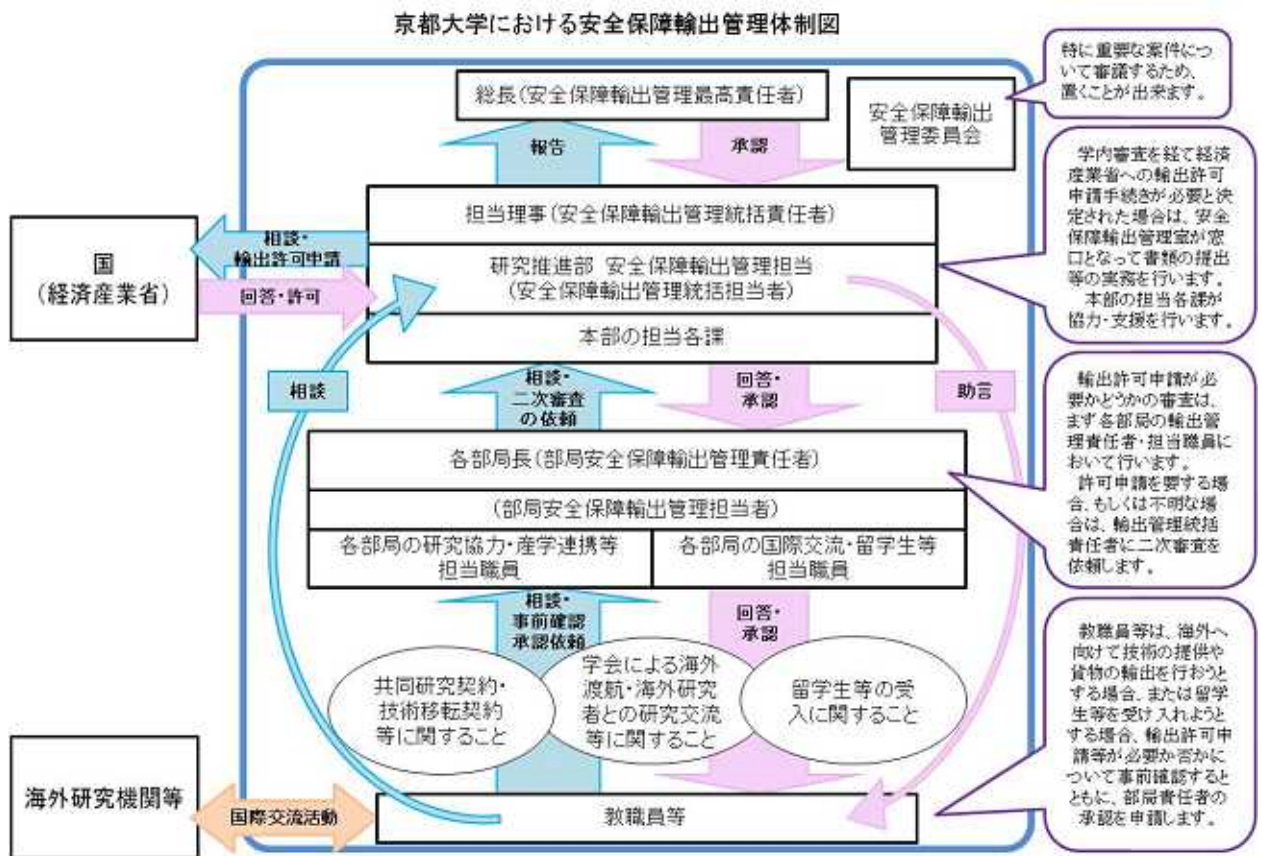


図5 - 7 京都大学における輸出管理体制の概要



図5 - 8 京都大学作成の啓発用パンフレットと輸出管理の手引き

(8) 室蘭工業大学

室蘭工業大学は平成21年10月8日に学内規則を施行し、学内輸出管理に関する取組を開始しています。また、独自の学内向け説明資料等も作成しており、ケーススタディにより具体事例を示すことで教職員等がイメージし易い内容構成となるよう工夫を凝らしています。管理体制としては輸出管理委員会を設け必要に応じて審議を行う形式を取っていますが、通常の主立った事務作業は知財部門が主にハンドリングすることとなっています。また、委員会は適宜外部コンサルタントを活用することで種々の審議を補完することとしています。

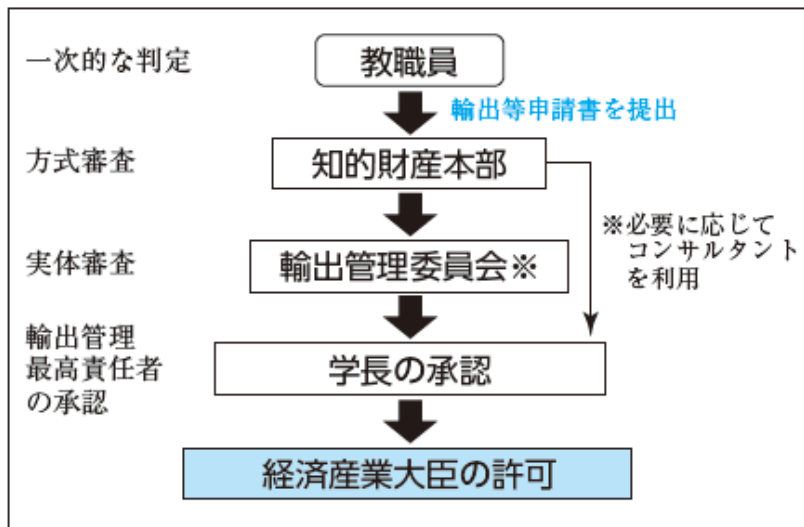


図5 - 9 室蘭工業大学における輸出管理体制の概要

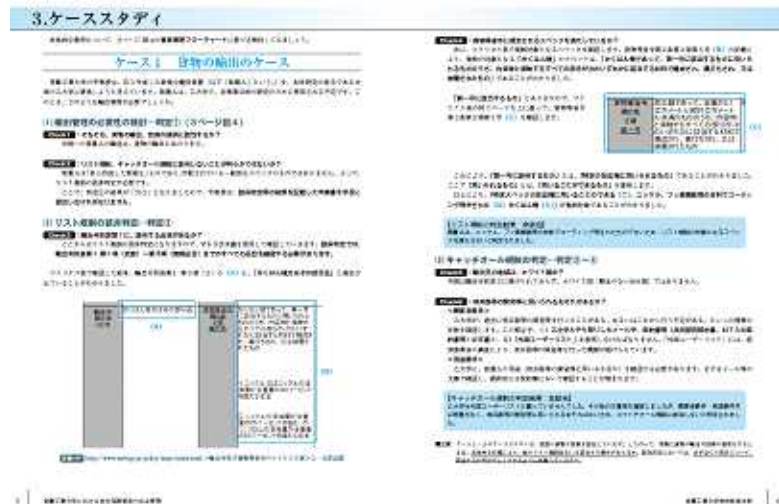


図5 - 10 室蘭工業大学作成の啓発用パンフレット

6 . 大学支援機関の取組と相談窓口

(1) 大学支援機関の取組

一般社団法人大学技術移転協議会 (U N I T T)

- (a) 東北大学受託報告書「外為法等への対応」の簡略版を「大学技術移転サーベイ」に掲載。
- (b) 平成 1 8 年度経済産業省大学等技術移転促進情報提供事業委託事業
「国際的な技術移転等に関する調査」研究会において、安全保障貿易管理について検討。報告書を作成。米国の大学の状況報告書を作成、日本の大学の対応に対する提言等を行った。
- (c) 「大学技術移転サーベイ (大学知的財産年報 2 0 0 8 年度版) 」に東北大学報告書「外為法等への対応方法」の簡略版を掲載 (平成 2 1 年 4 月 2 0 日発行)

(2) 大学管理者のための相談窓口

経済産業省

- (a) 輸出管理についての一般的な問い合わせ
安全保障貿易案内窓口
TEL:03-3501-3679
- (b) 法令解釈についての問い合わせ
安全保障貿易管理課
TEL:03-3501-2800
- (c) 許可申請手続き、キャッチオールの前相談、規制品目に該当するか否かについての個別の相談
安全保障貿易審査課
TEL:03-3501-2801
- (d) 輸出管理社内規程 (C P) についての相談
安全保障貿易検査官室
TEL:03-3501-2841

(財)安全保障貿易情報センター(CISTEC)

(a) 該非判定、解釈等に関する技術相談、輸出手続、CP(Compliance Program)の作成その他安全保障に係る輸出管理に関する事項についての相談(大学会員は原則無料。非会員は有料:時間制)

(b) 問い合わせ先

情報サービス・研修部

TEL:03-3593-1147

<http://www.cistec.or.jp/>

CISTEC 総合受付(総務企画部 総務企画課)

TEL:03-3593-1148

あとがき

NPO法人産学連携学会は、企業、大学そして行政というその生い立ちやミッション、さらには組織文化も異なる三つのセクターが連携・協調する際に、どのような事象が発生し、そこにいかなる問題が介在するのか、そしてそれらを解決するにはどうしたら良いのかをあきらかにし、これを体系知化して、それにより社会の発展に寄与することを使命としています。私たちは、この理念に基づいて様々な学会活動を展開してきました。

現在、日本の大学の海外の企業や研究機関との交流は、あらゆる面でますます活発化しつつあります。このことは、大学においても、海外の機関と付き合うにあたっては、基本的なりテラシーの一つとして外為法に基づく安全保障貿易管理の意識あるいは組織的にそれに対処する術を持たなければならない時代に入ったということであり、またそれが、産学官連携全般の健全な発展においても、コンプライアンス（法令等遵守）という点で重要な意味を持つようになってきました。

このような社会情勢を背景に、本学会はその社会的使命を果たすべく、2009年に「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」及び「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」を策定致しました。両ガイドラインの策定にあたっては、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易検査官室をはじめとする経済産業省及び文部科学省の関係課室の御支援や、日本原子力学会、日本航空宇宙学会、日本化学会及び日本ウイルス学会から御推薦いただいた各専門分野の先生方の御知見、さらには大学技術移転協議会等の大学支援機関の御協力をいただきました。具体的には、両ガイドラインの策定にかかわるワーキンググループを産学連携学会内に設け、安全保障貿易検査官室と本ワーキンググループが協力してその原案を作成し、関係省庁、関連学会、支援機関等の関係者を加えた会議を開いて、その内容を吟味し検討するという作業を繰り返しながら、策定作業を進めていきました。本ワーキンググループの当初のメンバーは、私、伊藤と、足立和成氏（山形大学教授）、桑江良昇氏（榊東芝他）、佐竹弘氏（徳島大学教授）及び山田泰完氏（早稲田大学教授）の5名です。特にこの中で足立氏が両ガイドラインの策定に多大の労を払われたことをここに追記します。

さて、この2年間で大学を取り巻く内外の社会情勢は激変し、両ガイドラインの初版の内容に依っていたのでは対処できない状況も散見されるようになってきました。さらに初版公表以来、多くの大学・研究機関の関係者から、両ガイドラインに関する御意見や御批判、御要望が産学連携学会に寄せられました。そこで産学連携学会としては、それらの声に応え、かつ情勢の変化に対応するため、今般両ガイドラインの改訂版を策定し、公表することになりました。

この度の両ガイドラインの改訂にあたっては、新たに澤田芳郎氏（小樽商科大学教授）、新谷由紀子氏（筑波大学准教授）、大塚誠氏（桜美林大学准教授）の御参加・御協力を得ました。三氏の御尽力と御厚意は、この改訂版策定に非常に大きな力となりました。

また、両ガイドラインの初版から改訂版の策定に至るまでの過程に、終始積極的に関与していただいた安全保障貿易検査官室の各位には、学会を代表して深く感謝申し上げます。

本ガイドラインが大いに活用され、日本の大学の安全保障貿易に係る輸出管理体制の構築が円滑に行われ、大学における研究者の輸出管理に関するリテラシーの向上につながることを切に願っております。

2011年 3月22日

特定非営利活動法人産学連携学会会長
群馬大学教授
伊藤 正実

記

本ガイドラインは、以下の方々の御参加・御協力を得て策定されました。

- | | |
|-------|---|
| 青木 隆平 | 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科航空宇宙工学専攻教授 |
| 足立 和成 | 国立大学法人山形大学大学院理工学研究科教授 |
| 伊藤 正実 | 国立大学法人群馬大学共同研究イノベーションセンター教授 |
| 大塚 誠 | 桜美林大学ビジネスマネジメント学群/経営政策学部/社会科学系准教授 |
| 大島 義人 | 国立大学法人東京大学大学院新領域創成科学研究科環境システム学専攻教授 |
| 勝田 正文 | 早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科教授 |
| 桑江 良昇 | 国立大学法人宇都宮大学客員教授/国立大学法人電気通信大学特任教授/
株式会社東芝 |
| 佐竹 弘 | 国立大学法人徳島大学産学官連携推進部副部長・教授 |
| 澤田 芳郎 | 国立大学法人小樽商科大学ビジネス創造センター教授 |
| 新谷由紀子 | 国立大学法人筑波大学産学リエゾン共同研究センター准教授 |

高島 郁夫 国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究科教授

丹沢 富雄 東京都市大学原子力研究所特任教授

樋口 禎志 前独立行政法人産業技術総合研究所国際部門研究セキュリティ管理部
安全保障輸出管理グループ長

松原 幸夫 国立大学法人新潟大学社会連携研究センター教授

松永 守央 国立大学法人九州工業大学学長

山田 泰完 早稲田大学国際日本学研究所長・理工学術院教授

(五十音順、敬称略 所属・肩書きは2010年11月現在のものです)

(協力)

経済産業省

文部科学省

索引

凡例 「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」内の頁番号 : 研 頁番号
「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」内の頁番号 : 体 頁番号

【あ】

アメリカ合衆国貿易管理関係法令 (E A R) (- の域外適用) 研 3 5
安全保障貿易管理 (- と大学役員、 - と研究活動の自由) 研 3 , 4 , 体 1 3
A T A カルネ 研 7 , 5 6 , 5 7 , 体 8
役務 研 3 , 3 2 , 体 5 , 6
オーストラリア・グループ (A G) 研 1 1

【か】

外為法 (外国為替及び外国貿易法) 研 1 , 3 , 体 1 , 2
外為令 (外国為替令) 研 1 2
外国ユーザーリスト 研 2 8 , 2 9 , 体 9
該非判定 研 1 3 , 1 4 , 体 3 4
貨物等省令 研 9 , 体 1 0
帰国・一時帰国・再入国 (留学生・外国研究者の -) 体 3 7
技術の提供 研 3 , 体 6
技術取引規制 研 1 3 , 体 3
キャッチオール規制 (大量破壊兵器) 研 1 2 , 2 6
居住者と非居住者 研 1 3 , 3 3 , 体 3 5
原子力供給国会合 (N S G) 研 1 1
国際輸出管理レジーム 研 1 1
国連武器禁輸国 研 1 2 , 2 7
コンプライアンス 体 2 , 4 , 5 , 7 , 1 2

【さ】

資機材の輸出 研 3 , 体 6

【た】

大量破壊兵器等の開発に用いられるおそれの強い貨物 (4 0 品目) 研 2 6 , 2 7
通常兵器補完的輸出規制 研 1 2
デュアルユース 研 1 1

【は】

汎用品、軍民両用品 研 1 1 , 1 2 , 2 6 , 2 8
貿易外省令 (貿易関係貿易外取引等に関する省令) 研 3 3
ホワイト国 研 1 2 , 2 6

【ま】

ミサイル関連機材・技術輸出規制 (M T C R) 研 - 1 1

【や】

輸出 (自作資機材の - 、持ち帰る機器の -) 研 8 , 9 , 6 4 , 体 9 , 1 0

輸出管理	研 4 , 1 1 , 体 1 1
輸出令（輸出貿易管理令）	研 9 , 体 9
【ら】	
羅針盤（貨物の - 、技術の - ）	研 3 0 , 体 3 4
リスト規制	研 1 2
留学生・訪問外国研究者	研 3 3 , 体 3 , 3 5
【わ】	
ワッセナー・アレンジメント（WA）	研 1 1

表紙デザイン 河崎 昌之氏（和歌山大学 准教授）

特定非営利活動法人産学連携学会（以下では「産学連携学会」と言います。）は、本ガイドラインの著作者としてのすべての権利を留保します。ただし、営利を目的としない場合に限って、本ガイドラインの内容を一切変更せず、かつ、産学連携学会の著作物であることを明示して、本ガイドラインの複製物を作成し、それを配付若しくは貸与すること又はその内容を公衆に送信することに、産学連携学会としては何の制限も設けません。本ガイドラインの翻訳・翻案及び二次著作物への利用に際しては、必ず産学連携学会の許可を得ることを要します。